

資料紹介

北海道博物館所蔵の林梅家資料(二)

—ヨイチ場所の書上—

東俊佑・三浦泰之・ちやれんが古文書クラブ

キーワード

蝦夷地 (Ezochi)・近世 (Early Modern)・江戸時代 (Edo Period)・
場所請負制 (Subcontracted Trading Post System)・
くずし字 (Kuzushiji)

はじめに

本稿は、令和二年(二〇二〇)から活動をはじめた古文書学習サークル「ちやれんが古文書クラブ」で行った林梅家資料(当館所蔵)の講読について、その活動成果である古文書翻刻文を紹介するものである。

令和四年(二〇二二)度は、十六名のメンバーに当館学芸員の三浦・東が世話人となり、五〇十二月に月一〇二回程度集まり古文書の講読会(学習会)を行った。講読文書は、前年度に続いて北海道博物館所蔵の林梅家資料とし、同館目録①番号のB71〜B78を講読した。クラブの趣旨・目的や林梅家資料については、昨年度の「資料紹介」②を参照していただきたい。

(東俊佑)

史料編

令和四年度「ちやれんが古文書クラブ」において講読した史料(次頁の「表1」のとおり)について、東がテキスト入力・編集作業を行い、三浦・東がこれを校訂した。各史料の解題は東が執筆し、末尾に一括して掲載した。

各史料を全丁撮影した画像は、北海道博物館ウェブサイトのなかの「収蔵資料検索」により閲覧が可能のため、本資料紹介ではこれを省略した。翻刻は、次の凡例に拠り行なった。

〈凡例〉

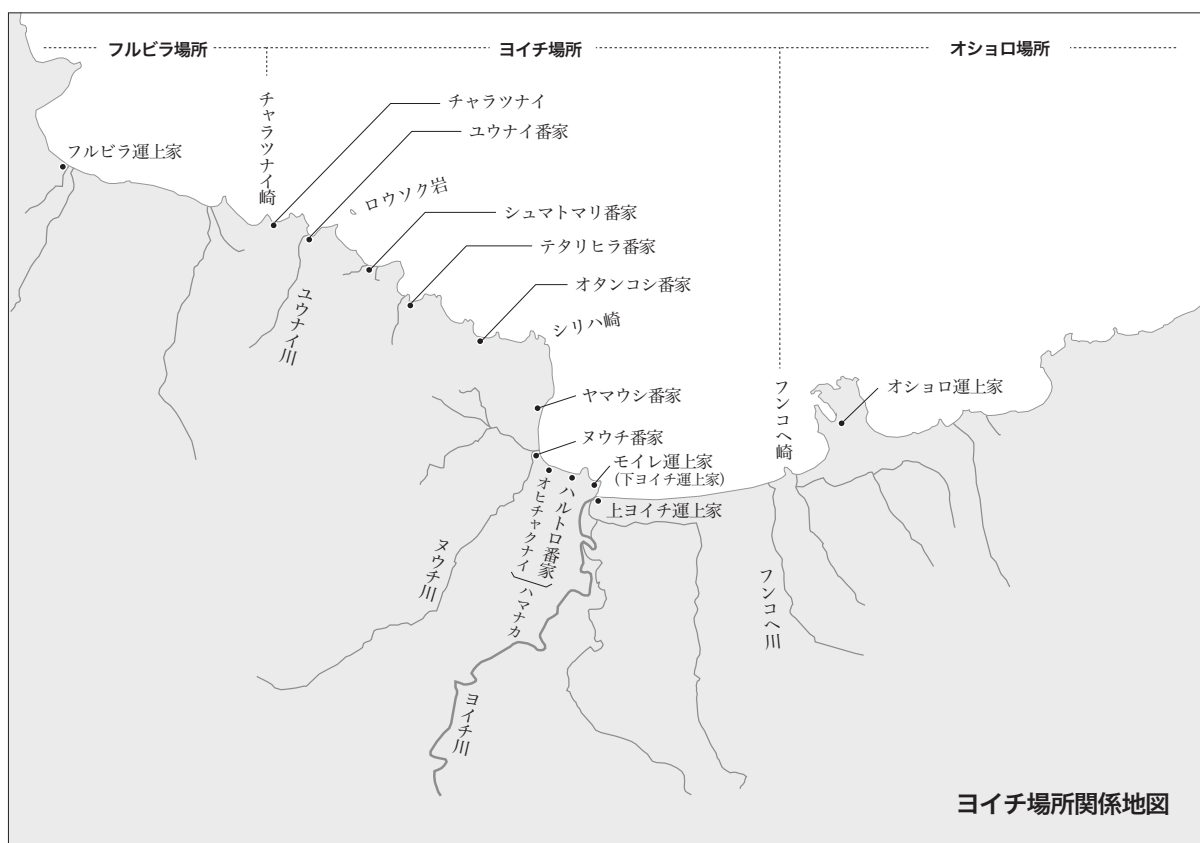
- (1) 旧字体・異体字・略字は、原則として常用漢字に改めた。
- (2) 変体仮名は、普通の平仮名に改め、合字も分解して普通の仮名とした。ただし、(より)、江(え)、与(と)、之(の)、者(は)、茂(も)はそのままとした。
- (3) 読点は校訂者が付し、校訂者による註記は「」で示した。「ママ」は翻刻どおりであることを示す校訂者による註記である。また、「◎半丁白紙」などの行頭の「◎」以下の文も校訂者による註記である。
- (4) 翻刻文中、現在では使われない不適切な用語もあるが、史料としての性格上、そのままとした。
- (5) 各史料冒頭の「」内は、『林家資料目録(北海道開拓記念館)括資料目録第三八集』の整理番号を示す。
- (6) 翻刻文中の□は判読不能の文字一字、「」は二字以上の判読不能の文字を示す。
- (7) 抹消訂正文字は、左傍に「」を付して右傍に訂正文字を細書した。
- (8) 丁数と表裏の別を文末に「[算用数字オ]・[算用数字ウ]」で記した。なお、紙縫綴の資料は、表紙・裏表紙として使われている丁も二丁と数えた。
- (9) 年代・日付や金額など、原文で割注で表示されているものについて、編集の都合上一行に改めた箇所がある。
- (10) 原文において改行ないし半改行で示されているものについて、とくに意味がないと判断したものは、編集の都合上一行に改めた。

東俊佑・北海道博物館 研究部 歴史研究グループ
三浦泰之・北海道博物館 研究部 歴史研究グループ
ちやれんが古文書クラブ・北海道博物館道民参加型学習サークル

表1 林柵家資料B71～B78の基本情報

整理 番号	収蔵 番号	資料名	数量	形態	年代	大きさ (cm)		丁数	作成者・著者 差出→宛所	備考
						縦	横			
B71	153935	此五冊ニ諸書上諸答書	1綴	縦帳	天保3年	24.8	17.2	20		5冊1綴
	(一)	上下ヨイチ御場所御軽物 取蝦夷人別書上	1冊	縦帳	天保3年 10月			3	支配人長七→御詰合	
	(二)	上〔境方境込山諸木有所 書出〕	1冊	縦帳	天保3年 7月			3	ヨイチ御場所支配人 長七→イシカリ御詰 合	
	(三)	上〔運上家蔵々漁小家蝦 夷家書上〕	1冊	縦帳	天保3年 5月			6	ヨイチ御場所支配人 長七→御詰合	
	(四)	御詰合様方江七度御進物 金納書上	1冊	縦帳	天保3年 7月27日			4	ヨイチ御場所支配人 長七→御詰合	
	(五)	上〔上下ヨイチ場所御目 見得蝦夷人書上〕	1冊	縦帳	天保3年 6月3日			4	ヨイチ支配人長七→ 御詰合	
B72	153934	御場所海岸図取御通行記 録	1綴	縦帳	天保4年	25.7	18.5	37		7冊1綴
	(一)	御場所海岸図取御通行記 録	1冊	縦帳	天保4年 7月晦日			7	上下ヨイチ御場所運 上家	
	(二)	上〔上下ヨイチ出産物・ 蝦夷家等書上〕	1冊	縦帳	天保4年 7月			6	上下ヨイチ御場所運 上家	
	(三)	追鯰取御免判書上	1冊	縦帳	天保4年 5月			7	ヨイチ御場所支配人 長七	
	(四)	合船書上	1冊	縦帳	天保4年 5月			3	ヨイチ御場所支配人 長七	
	(五)	御積米書上	1冊	縦帳				3	—	
	(六)	上下ヨイチ御場所仕込品 積下り船々書上	1冊	縦帳	天保4年 5月			6	ヨイチ御場所支配人 長七	
	(七)	上下ヨイチ御場所番人書 上	1冊	縦帳	天保4年 5月			5	ヨイチ御場所支配人 長七	
B73	153854	御家老様御廻嶋ニ付御取 扱心得書	1綴	縦帳	天保12年 5月	24.5	17.4	15		2冊1綴
	(一)	御家老様御廻嶋ニ付御取 扱心得書	1冊	縦帳				4		
	(二)	〔御家老様御廻嶋之御人 数・座敷・出迎船、書上 式冊〕	1冊	縦帳	天保12年 5月			11	支配人代孫兵衛	
B74	153938	〔諸書上・届書綴〕	1綴	縦帳		26.7	18.3	56		15冊1綴
	(一)	壹番幸宝丸入津之口書	1冊	縦帳	卯〔天保14年〕 4月9日			4	ヨイチ運上や→イシ カリ御詰所	
	(二)	貳番円通丸入津口書	1冊	縦帳	卯〔天保14年〕 4月20日			4	ヨイチ運上屋→いし かり御詰所	
	(三)	四番神明丸入津口書	1冊	縦帳	卯〔天保14年〕 5月20日			4	ヨイチ運上家→イシ カリ御役所	
	(四)	五番広栄丸入津口上	1冊	縦帳	卯〔天保14年〕 6月5日			4	ヨイチ運上家→イシ カリ御詰所	
	(五)	神力丸入津之口上	1冊	縦帳	天保14年 7月9日			3	沖船頭嘉助など10 名→イシカリ御詰所	
	(六)	運上家漁船蝦夷船并書上	1冊	縦帳	卯〔天保14年〕 8月			3	支配人長七	
	(七)	松栄丸積荷本送状	1冊	縦帳	午閏月			3	余市同出稼処元小家 →福山全御店	
	(八)	覚〔造船改届〕	1冊	縦帳	卯〔天保14年〕 5～6月			7	ヨイチ運上や→江指 沖口御役所・御詰所	
	(九)	御軽物書上	1冊	縦帳	天保14年 3月			3	ヨイチ御場所支配人 長七→御詰合	

整理 番号	収蔵 番号	資料名	数量	形態	年代	大きさ (cm)		丁数	作成者・著者 差出→宛所	備考
						縦	横			
	(十)	〔御備米・御備幕串松明 草鞋書上〕	1冊	縦帳	天保14年 6月			5	ヨイチ御場所支配人 長七→御詰合	
	(十一)	御備品書上	1冊	縦帳	卯〔天保14年〕			4	ヨイチ場所支配人長 七→イシカリ御詰所	
	(十二)	御軽物書上	1冊	縦帳	天保14年 5月			2	ヨイチ御場所支配人 長七→御詰合	
	(十三)	ヨイチ御場所里数書上	1冊	縦帳	卯〔天保14年〕 5月3日			3	ヨイチ御場所支配人 長七・通詞市右衛門 →イシカリ御詰合	
	(十四)	陸通下り番人書上	1冊	縦帳	天保14年 3月			4	ヨイチ御場所支配人 長七→御詰合	
	(十五)	追咆出稼之書上	1冊	縦帳	天保13年 5月	-	-	3	ヨイチ御場所支配人 長七→御詰合	
B75	154023	公辺御役人様方江答書写	1冊	縦帳	寅〔嘉永7年〕 5月	24.7	16.2	4		
B76	153867	書上留	1冊	横半帳	安政2年 4月	16.8	12.5	24	全主	
B77	153874	余市場所要留	3点						※(一)の最終丁に(二)(三)が挟み込み	
	(一)	余市場所要留	1冊	横半帳	安政2年 4月	17.0	12.4	46	林源姓〔林源左衛門〕	
	(二)	〔ヨイチ場所運上家・番 家書上〕	1枚			23.7	32.7			
	(三)	〔付箋〕	1枚			15.2	10.5			
B78	153939	〔ヨイチ場所諸書上綴〕	1冊	縦帳	卯〔安政2年〕 8月	24.8	16.7	122		



〔B7〕 此五冊二諸書上諸答書

(一) 上下ヨイチ御場所御輕物取蝦夷人別書上

此五冊二諸書上諸答書

上下ヨイチ御場所御輕物取蝦夷人別書上

イシカリ御勤番 上田堤様 竹内儀兵衛様

重役之節改メ被仰出候〔1オ〕

◎半丁白紙〔1ウ〕

覚

- 一、下ヨイチ乙名 サケシユス
- 一、小使 子トハケ
- 一、上ヨイチ脇乙名 イタキサン
- 一、小使 カ子ヤ
- 一、 ウトクン子
- 一、 リコツ
- 一、 シハシノ
- 一、 トンキタエ〔2オ〕
- 一、 タサラ
- 一、 モンコ相ノ
- 一、 シフヤ
- 一、 ヤエノニ
- 一、 キムンカイ
- 一、 イクハシ

右者上下ヨイチ御場所書面之蝦夷人、例年御輕物ニ付山入仕候間、此段奉申上候、以上、

〆拾四人〔2ウ〕

天保三辰年
十月

支配人
長七

御詰合様〔3オ〕

◎半丁白紙〔3ウ〕

(二) 上(境右境込山諸木有所書出)

上

境右境込山諸木有所書出し被仰付候、
上田堤様、竹内儀兵衛様御重役御勤番之節改被仰付候、〔1オ〕

◎半丁白紙〔1ウ〕

覚

- 一、 フルヒラ境
 - 一、 チヤラツナイ村 雑木山
 - 一、 ヲウナイ村 滝境
 - 一、 ヲウナイ村 但し弑里奥山ニ榎木少々有是、
 - 一、 シユマトマリ村 雑木山
 - 一、 レタリヒラ村 同〔2オ〕
 - 一、 ヲタンコシ村
- 但しシリハ山有是候得共雑木斗、

一、ヤマウシ村 雑木山

一、ヌウチ村

〔貼紙〕 但し沓里半奥榎木少々有是、

一、〔ヲヒシヤクナイ村〕 雑木山〔2ウ〕

一、秋味川

但し川上式里奥トハフニ与申所榎木有是候、

一、フシヨロ境
一、フシヨロ境
一、フシヨロ境

但し式里奥榎木少々有是候、

右者上下ヨイチ御場所之山境より境迄〔貼紙〕「木品」書面之通相違無御座候、
以上、〔3オ〕

天保三年

辰七月

ヨイチ御場所

支配人

長七

イシカリ

御詰合様〔3ウ〕

〔三〕上〔運上家蔵々漁小家蝦夷家書上〕

辰年書上物

上

上田様竹内様

天保三年

長谷川喜藤治様

辰五月六日書上

当御詰合

渡辺皆蔵様〔1オ〕

◎半丁白紙〔1ウ〕

覚

但し同所方フルヒラ境チヤラチナイ滝境
道法拾九丁、〔2オ〕

ユウナイ村

春漁小家沓軒

榎蔵 沓軒

此所二

下ヨイチ
蝦夷家 三軒

シユマトマリ村

春夏漁小家沓軒

榎蔵 沓軒

此所

下ヨイチ
蝦夷家七軒

✕

レタリヒラ村

春夏漁小家沓軒

榎蔵 沓軒〔2ウ〕

此所

下ヨイチ
蝦夷家拾軒

✕

ヲタンコシ村

春漁小家沓軒

榎蔵 沓軒

✕〔3オ〕

ヤマウシ村

春漁小家沓軒

榎蔵 沓軒

此処
下ヨイチ
蝦夷家八軒

但し夏分弁財掛間有、
(3ウ)

ヌウチ村

春漁小家壹軒

榎蔵 壹軒

此処

下ヨイチ
蝦夷家五軒

但し此所小川有、
(4オ)

ヲヒチヤクナイ村

春漁小家壹軒

板蔵 壹軒

榎蔵 壹軒

モイレ村

運上家

板蔵 五軒 (4ウ)

榎蔵貳軒

此処

上ヨイチ
蝦夷家三拾三軒

但し同所方秋味川迄道法六丁

秋味場
運上家

板蔵 壹軒 (5オ)

榎蔵貳軒

此処
下ヨイチ
蝦夷家拾九軒

但し同所方ヲシヨロ境フンコへ崎迄

道法壹里拾丁 (5ウ)

右者当御場所運上家蔵々漁小家并蝦夷家共書面之通相違無御座候、以上、

ヨイチ御場所
支配人

辰五月

御詰合様 (6オ)

長七

◎半丁白紙 (6ウ)

(四) 御詰合様方江七度御進物金納書上

天保三辰年七月廿七日

御詰合様方江七度御進物金納書上

御重役

上田堤様

御徒士
竹内儀兵衛様

御医師
米田玄丹様

飯イシカリ下役
長谷川喜藤司様

当御場所
渡辺皆蔵様

ヲタスツ
白鳥右作様

イワナイ
高橋鉄太郎様 (1オ)

ヲタルナイ
山本幸司様

御詰之節

◎半丁白紙 (1ウ)

乍恐以書附奉願上候

一、金貳両

御重役様

一、同

御徒士様

一、同 御医師様
 一、同三両 イシカリ
 御下役様

フタスツ
 御詰合様〔2オ〕

一、同壹両 フタルナイ
 両御詰合様

一、同三分 当 御詰合様

一、同壹両壹歩 御家来衆中様

× 金拾貳両也

巳三月御家来者人ニ付式朱増〔2ウ〕

右者御着より御交代迄七度御進物料、前書之通金納仕度奉存候間、乍恐隣御場
 所同様ニ

御憐愍御聞濟被仰付被下置度、此段奉願上候、以上、〔3オ〕

天保三年

ヨイチ御場所

支配人

長七

御詰合様

前書之通辰年渡辺皆蔵様御詰之節御引払砌相渡し申候、為後相印置也、〔3ウ〕

覚

一、三朱 御重役様

一、貳朱 御徒士様

一、同 御医師様

一、三朱 当御詰合様

但し当御詰合様方御添触等御差出し候付、

× 金三步也〔4オ〕

右者出稼御進物願受代金奉上納候、以上、

天保三年

辰七月廿七日

御詰合様〔4ウ〕

ヨイチ御場所

支配人

長七

(五) 上(上下ヨイチ場所御目見得蝦夷人書上)

イシカリ御重役

御詰合

上田堤様

御徒士

竹内義兵衛様

下役 長谷川喜藤司様

御医師ノ

米田玄丹様

フタルナイ

山本幸蔵様

ヨイチ

渡辺皆蔵様

イワナイ

高橋鉄太郎様

フタスツ

白鳥右作様

上

御目見得蝦夷人共差立候節書上

其節イシカリ込相越御進物金百疋宛々、〔1オ〕

◎半丁白紙〔1ウ〕

乍恐以書附御届奉申上候

上ヨイチ乙名

代

脇乙名

イタキサン

小使 ホンフイ

サケシユス〔2オ〕

下ヨイチ乙名

小使 子トハケ

平蝦夷人 サルマ

同 ヤマノ

同 サンカシ

附添

通詞代

清吉〔2ウ〕

以上八人

右者前書之通上下ヨイチ御場所蝦夷人共為御目見得与
御城下表江近日浮合次第爰元差立仕度候二付、乍恐以書附〔3オ〕御届奉申上
候、以上、

天保三辰六月三日
ヨイチ
支配人
長七

御詰合様〔3ウ〕

◎半丁白紙〔4オ〕

◎半丁白紙〔4ウ〕

〔B72〕 御場所海岸図取御通行記録

(一) 御場所海岸図取御通行記録

天保四年
癸七月晦日

御場所海岸図取御通行記録

上下ヨイチ御場所
運上家〔1オ〕

御進物

- 一、金貳百疋 御重役様
- 一、金百疋宛々 御手附御兩人様
- 一、金貳朱 御家来衆中

右之通御菓子料として是献進仕候、〔1ウ〕

西蝦夷地海岸通図取御役人御通行日記

- 一、 今井八九郎様
- 御上下貳人
- 御手附〔2オ〕
- 橋本清十郎様
- 遠藤繁蔵様
- 以上四人

当御場所フルヒラ境
 チヤラツナイ川中境〔2ウ〕
 但し海岸里数御改之節、右於境ニフルヒラ支配人彦三郎ト申仁相越御役
 人御立合之節御改相済、

七月廿六日夕

一、ユウナイ番家御止宿、

七月廿七日夕

一、ヤマウシ番家御止宿、〔3オ〕

七月廿八日午刻

一、モイレ運上家御止宿、

但しフルヒラ境チヤラツナイ川中境方村々小名里数御改相済候、

一、ヲシヨロ境フンコヘツ川向ひ崎境、但し大崎二者無是候、従前〔3ウ〕崎有

是処、境里数御改相済候、

フルヒラ境方ヲシヨロ境迄、支配人、通詞、其外役夷人御乗船諸人足迄

左之通、

請負人竹屋長左衛門倅

支配人長七

代 庄兵衛〔4オ〕

通詞 甚右衛門

但し同人ヤマウシ村ニお

みて手配向付ヤマウシ方

当秋味川前御見立候、

番人 御取扱掛り

福松 諸道具掛り

梅松〔4ウ〕

御荷物積 半治郎

三半船掛り 御旗掛り 勝右衛門

杭持 孫市

配繩持 才治郎

小船掛り 三之丈

其外〔5オ〕 上ヨイチ脇乙名

イタキサン

下ヨイチ乙名

サケシユス

下ヨイチ小使 子トハケ

小使 ホワイ

ユウナイ村乙名役 ハマナス〔5ウ〕

下ヨイチ人足 九人

ヤマウシ

モイレ

川まで

但し三半船壹艘

御荷物積入、其外御泊諸道具、御取扱之諸道具、米、酒、

酔、しやう油、諸色とも、〔6オ〕

〔符〕持夫船壹艘、但し御昼御賄道具等積入、

磯船小三艘

但此船御改之節

御乗船壹艘付夷人足式人宛々、

外ニ夷船式艘、小使飛脚等付、

諸人足三拾人余、〔6ウ〕

右之通七月廿六日夕ユウナイ御止宿、夫方廿七日ヤマウシ御止宿、廿八日運上

家御止宿、廿九日御出立無滞相済候付、前書之通為念相認置候、以上、

天保 癸四年 巳七月晦日

上下ヨイチ御場所 運上家〔7オ〕

◎半丁白紙〔7ウ〕

(二) 上(上下ヨイチ出産物・蝦夷家等書上)

当所上下ヨイチ出産物書上

外二日記有是候

上

天保 四癸

巳七月廿八日西蝦夷地海岸通

図取御役人 今井八九郎様御上下式人

御附添御手附 橋本清十郎様

御足輕 遠藤繁蔵様

四人〔一オ〕

◎半丁白紙〔一ウ〕

覚

卯年

一、三千式百九拾石

但シ

春漁事^鱒
夏秋味共
出産物惣出高

内訳

一、白干鮑式本

壹本目形拾四〆八百匁平均

一、煎海胤式本

同 拾六貫式百匁平均〔二オ〕

一、雜昆布式百石

一、秋味鮭四百石

辰年

一、三千三百式拾石 但し右同断

内訳

一、白干鮑壹本

壹本目形拾五〆匁平均〔二ウ〕

一、煎海胤式本

同 拾七貫七百匁平均

一、雜昆布百四拾石目

一、秋味鮭四百式拾石

巳年

一、式千六百五拾石 但し右同断

内訳〔三オ〕

一、鱒三百速〔東〕

一、鮭七拾速〔東〕

一、白干鮑三本

壹本目形拾五貫四百匁平均

一、煎海胤式本

同 拾六〆八百匁平均

一、雜昆布百六拾石〔三ウ〕

一、秋味鮭凡四百石

合而三千五拾石

御輕物

一、熊皮式枚 但し熊膽添

一、狐皮三拾六枚

右両品当春奉上納候、〔四オ〕

上下ヨイチ御場所蝦夷家

一、ユウナイ 下ヨイチ 三軒

一、シユマトマリ 同 七軒

- 一、 図合船 壹艘 八人乗 伝次沢ノ
- 一、 図合船 壹艘 八人乗 太良兵衛〔4オ〕
- 一、 同 壹艘 八人乗 博知石町
- 一、 同 壹艘 八人乗 吉右衛門
- 一、 同 壹艘 八人乗 亦三郎
- 一、 同 壹艘 八人乗 ユウナイ廻り
- 一、 同 壹艘 八人乗 万助
- 一、 同 壹艘 八人乗 四郎兵衛
- 一、 同 壹艘 八人乗 川原町
- 一、 同 壹艘 八人乗 幸次郎〔4ウ〕
- 一、 同 壹艘 八人乗 儀八
- 一、 同 壹艘 八人乗 礼符村
- 一、 同 壹艘 八人乗 辰五郎
- 一、 同 壹艘 八人乗 トラメキ町
- 一、 同 壹艘 八人乗 太良兵衛
- 一、 同 壹艘 八人乗 木ノ子村
- 一、 同 壹艘 八人乗 清四郎
- 一、 同 壹艘 八人乗 中歌町
- 一、 同 壹艘 八人乗 藤左衛門〔5オ〕
- 一、 同 壹艘 八人乗 枝ヶ崎町
- 一、 同 壹艘 八人乗 庄次郎
- 一、 同 壹艘 八人乗 山ノ上町
- 一、 同 壹艘 八人乗 甚六
- 一、 同 壹艘 八人乗 博知石町
- 一、 同 壹艘 八人乗 松三郎
- 一、 同 壹艘 八人乗 津花町
- 一、 同 壹艘 八人乗 重右衛門
- 一、 同 壹艘 八人乗 塩吹村
- 一、 同 壹艘 八人乗 半七〔5ウ〕
- 一、 同 壹艘 八人乗 トラメキ町
- 一、 同 壹艘 八人乗 与吉
- 一、 同 壹艘 八人乗 塩吹村之
- 一、 同 壹艘 八人乗 勘右衛門

内訳 三半船十三艘
ほつち船拾九艘

人数百七拾四人
図合船拾艘〔6オ〕

右之通相違無御座候、已上、

天保四年
巳五月

ヨイチ御場所
支配人
長七〔6ウ〕

◎半丁白紙〔7オ〕

◎半丁白紙〔7ウ〕

(四) 合船書上

青山壮司様御見廻之節

合船書上〔1オ〕

◎半丁白紙〔1ウ〕

覚

- 一、 新規中遣船 壹艘 塩吹村
- 一、 同 壹艘 勘右衛門
- 一、 同 壹艘 宮ノ歌村
- 一、 同 壹艘 吉兵衛
- 一、 同 壹艘 塩吹村
- 一、 同 壹艘 利兵衛
- 一、 同 壹艘 同村
- 一、 同 壹艘 七郎右衛門〔2オ〕
- 一、 同 壹艘 山ノ上町
- 一、 同 壹艘 治郎兵衛

右者前書之合船御免判頂戴仕候処相違無御座候、以上、

天保四年
巳五月

◎半丁白紙〔3オ〕

◎半丁白紙〔3ウ〕

ヨイチ御場所
支配人
長七〔2ウ〕

(五) 御積米書上

御積米書上〔1オ〕

合米 三百俵
此石百貳拾石

右者上下ヨイチ御場所御米元高之通積替仕候処、相違無御座候間、此段以書付御届奉申上候、以上、〔1ウ〕

◎半丁白紙〔2オ〕

◎半丁白紙〔2ウ〕

(六) 上下ヨイチ御場所仕込品積下り船々書上

御見廻青山壮司様御出之節
上下ヨイチ御場所仕込品積下り船々書上

此後是者入用無是候、書上二不及候、〔1オ〕

◎半丁白紙〔1ウ〕

一、津輕米 百俵
手船三社丸四人乗
吉松船

一、龜田米 百俵

一、庄内米 五拾五俵

一、網苧 七箇

目形七拾九〆四百匁〔2オ〕

一、金引苧 貳箇

目形廿一〆三百匁

一、津輕酒 貳拾五樽

一、越後酒 拾樽

一、若狹苳 四拾五速〔束〕

一、実子繩 千八百五拾把〔2ウ〕

手船稻荷丸三人乗

三郎兵衛船

一、龜田白米 五拾俵

一、越後酒 四拾樽

一、味噌 拾樽

一、竹原塩 四拾俵〔3オ〕

一、中間繩 七拾五丸

一、若狹苳 貳百速〔束〕

一、単引繩 貳拾丸

若狹小浜長福丸拾人余

藤蔵船〔3ウ〕

一、秋田白米 貳拾俵

一、越後酒 貳拾樽

一、竹原塩 六百六拾七俵

一、同三ツ切 貳百九拾七俵

一、蠟燭取合入 壹挺

目形正味六貫匁〔4才〕

一、白木綿 三拾貳反

一、〔襦〕
掲布 廿五反

一、黒緞糸 壹玉

一、丸箆 五拾枚

一、佐渡ケラ 五拾枚〔4ウ〕
百五拾足入

一、わらんじ 拾五箇

一、酒田繩 百丸

一、若狭蕨 貳百速〔束〕

一、中間繩 五拾丸

一、船皆具板 三拾七枚

一、三半碇 五挺〔5才〕

一、船釘 壹箇

目形五貫貳百匁

〔貼紙〕

右之「者」船々積下り諸品書面之通相違無御座候、以上、

天保四年

巳五月

ヨイチ御場所

支配人

長七〔5ウ〕

◎半丁白紙〔6才〕

◎半丁白紙〔6ウ〕

(七) 上下ヨイチ御場所番人書上

御見廻青山壯司様御出之節

上下ヨイチ御場所番人書上〔1才〕

◎半丁白紙〔1ウ〕

覚

枝ヶ崎町

長七

支配人代

通詞代

端立町

庄兵衛

川原町

甚右衛門

枝ヶ崎町

孫兵衛

下及部

長之助

枝ヶ崎町

半治郎

神明町

仁太郎〔2才〕

端立町

清吉

枝ヶ崎町

伝吉

神明町

直吉

枝ヶ崎町

善吉

神明町

梅松

外二〔2ウ〕

榑方

南部宮古之

紋之助

同

同国川代

三之丈

同安渡之

弥右衛門

同大畑之

石松

正津川ノ

吉十郎

大畑ノ

勝右衛門〔3才〕

「B73」 御家老様御廻嶋二付御取扱心得書

(一) 御家老様御廻嶋二付御取扱心得書

辛丑年

御家老様御廻嶋二付御取扱心得書〔1オ〕

川代ノ 孫市
大畑ノ 福松
木ノ部ノ 才治郎
同 卯之吉
大畑ノ 松右衛門
歌ノ 里右衛門
正津川ノ 浅右衛門〔3ウ〕

但シ 金貳拾五兩 支配人給金 貳拾五人

同貳拾兩 通詞給金

同拾七兩方 番人給金

同拾三兩方 稼方給金〔4オ〕

同八兩方 同八兩方

右者上下ヨイチ御場所番人稼方とも前書之通御座候、已上、

天保四年

巳五月

ヨイチ御場所

支配人

長七〔4ウ〕

◎半丁白紙〔1ウ〕

天保十二辛丑年

御家老様御廻嶋二付御取扱心得向御伺之事、

一、場所々当日御着之砌、支配人代并役夷人御出迎罷出可申事、

但し沓里程

一、運上家間近ニ御乗船参候節、御引船差出し可申事、

但し御重役様 一艘〔2オ〕

御添役様 一艘

御菓子
御茶

一、御着当日

一、御重役様、
御本膳 二ノ膳 一汁
五菜

但し御本膳之儀ハ、場所所有合之品ニ而御取扱仕候而茂宜敷候事、

尤御重役様、御添役様、御医師とも皆朱、御重役様御箸紙付、

一、御盃 御酒肴 五種〔2ウ〕
御吸物 壹度

一、御添役様以下 御本膳斗 一汁三菜

御盃 御酒肴 三種
御吸物 壹度

一、御出立之節、朝御重役様、

御本膳 二ノ膳

御盃 御酒肴三種
一、御添役様 以下、

御本膳斗
御盃 同断〔3オ〕

一、御供廻りハ有合膳梳、
一、御逗留之節者、

御本膳斗、二ノ膳なし、

右運上家斗之御取扱、番家御止宿之節ハ御本膳ニ而御取扱可仕事、

一、御昼所 御菓子御茶
御弁当重詰

一、御小休所 御菓子
御茶

×〔3ウ〕

◎半丁白紙〔4オ〕

◎半丁白紙〔4ウ〕

（二）〔御家老様御廻嶋之御人数・座敷・出迎船、書上式冊〕

天保十二年丑ノ五月五日、

御家老様御廻嶋之節御人数、

御家老 小林三左衛門様

御上下八人

御目附出役 田村逸平治様

御上下四人

御医師 両角玄寿様

御上下式人

御上下御人数

×拾四人〔5オ〕

御座鋪割

御上座鋪 小林三左衛門様 中ノ間座鋪 田村逸平治様

西座鋪 御「足」輕衆 床ノ奥座鋪 御家来衆

ユウカ 御草鞋取

× 御出向船 フルヒラ境^{まで}□□

一、ユウナ井 三半船式艘

一、テタリヒラ 同壹艘

一、ヤマウシ 三半船拾艘

一、モイレち役夷人船三艘

但し惣乙名小使

但し何れも三半船江ハ浜中之者乗組、

夷人舟之義ハ役蝦夷人、番人乗組なり、

×

右者五月四日御安着御止宿被遊、翌五日朝御出立被遊候、

一、膳部并御取扱方之義、別紙店表より申参り候通りニ御座候、

一、当所取調書里数并字付書書上二冊、〔6オ〕別紙之通り差上候、

一、御通行御家形船式艘、御荷物船壹艘、〔6ウ〕

御家老様御廻嶋ニ付書上式冊之内、

ヨイチ御場所取調書〔7オ〕

◎半丁白紙〔7ウ〕

覚

巳年方当丑年迄九ヶ年分

一、御備米 越後米 貳百貳拾五俵 但し壹俵二付
四斗入

此石 九拾石

内訳

一、壹ヶ年分拾俵 上ヨイチ

一、同 拾五俵 下ヨイチ

× 貳拾五俵〔8才〕

幕串 百本

一、御備松明 九百本

草鞋 九百足

内訳

幕串 四拾本

一、松明 三百本 上ヨイチ運上家

草鞋 三百足

×

幕串 三拾本

一、松明 三百足〔本〕 下ヨイチ運上家

草鞋 三百足

×〔8才〕

幕串 三拾本

一、松明 三百本 テタリヒラ番家

草鞋 三百足

×

一、役蝦夷人名前并家数人別

上ヨイチ惣乙名

ヲシトンコツ

同 脇乙名 イタキサシ

下ヨイチ乙名 子トハケ

同 脇乙名 イコンリキ

上ヨイチ惣小使 メリ

上ヨイチ小使 カ子ヤ

同 同 チセニキク〔9才〕

下ヨイチ小使 ホウフイ

同 同 イカシホロ

以上九人

蝦夷家数七拾四軒

此人別 四百七拾九人

内 男 貳百四拾七人

女 貳百三拾貳人〔9才〕

一、場所境里数

西フルヒラ境チャラツナ井より東ヲシヨロ境フンコへ崎迄里数四里拾八丁、

川上山道越当所よりイワナ井境ルウチシまで里数五里貳拾九丁六間、
一、急注進之節、早船乗早走り番人蝦夷人名前、

早船乗番人 直吉

早走り番人 卯之吉〔10才〕

同夷人

ホフイ

シフヤ

シフヤ

一、運上家并蔵々其外ヶ〔貼紙〕所〔附〕

一、運上家

壹棟

梁間七間

下家附

桁間拾貳間

貳間半

一、板蔵

四棟

一、萱蔵

三棟〔10ウ〕

一、神社

三棟

内訳

一、弁天堂

□棟

一、龍神堂

壹棟

一、稻荷堂

壹棟

内訳

一、漁小家

六棟

内訳

一、ユウナ井

壹棟

一、シユマ泊リ

壹棟

一、テタリヒラ

壹棟

一、ヲタンコシ

壹棟〔11ウ〕

一、ヤマウシ

壹棟

一、秋味漁小家

壹棟

右之通ニ御座候、以上、

天保十二年

丑ノ五月

ヤツカイ

御家老様御廻嶋之節書上貳冊之内

ヨイチ御場所里数并字附書上〔12オ〕

◎半丁白紙〔12ウ〕

ヨイチ御場所字付并里数書

フルヒラ境

一、チヤラツナ井滝川中境より

道法六丁

但シ

蝦夷家有、小川有、幅壹間斗、ユウナ井村より沖ロヲソクイハト申処へ海上七丁斗、

一、ユウナ井

拾八丁

但シ

蝦夷家有、川有、幅壹間斗、

一、シユマ泊リ

拾八丁

但シ

〔朱筆〕川有、幅壹間斗、

一、テタリヒラ

貳拾丁

但シ

下ヨイチ番家有、〔朱筆〕蝦夷家有、〔13オ〕

一、ヲタンコシ

拾八丁

但シ

ヲタンコシよりシリハ崎迄、八丁、シリハ山ニ烽火有、

一、ヤマウシ

拾八丁

但シ

蝦夷家有、川有、幅五間斗、

一、ヌウチ

八丁

但シ

蝦夷家有、

一、ヲヒチヤクナ井

貳丁

但シ

蝦夷家有、

一、モイレ運上家

〔朱筆〕四丁

但シ

ヨイチ運上家あり

一、秋味川迄

六丁

但シ

蝦夷家有、川有、幅三拾間余〔13ウ〕

ヨイチ御場所

支配人代

孫兵衛〔11ウ〕

◎13ウに付箋あり

「ヤマウシ村弁財掛り潤有、

同所番屋より三丁沖合、深サ五尋、

天保十四年 卯五月改置候」

一、秋味川より
ヲシヨロ境
フンコへ崎迄
沓里拾丁 但シ 小川あり、
幅式間位、

道法合而

四里拾八丁 但シ
フルヒラ境より
ヲシヨロ崎迄

○一、当所より
道法五里式拾九丁六間、

イワナ井境
ルウチン迄

右者ヨイチ御場所道法書面之通りニ御座候、以上、〔14オ〕

天保十二年

丑五月

ヨイチ御場所

支配人代

孫兵衛〔14ウ〕

◎半丁白紙〔15オ〕

◎半丁白紙〔15ウ〕

〔B74〕〔諸書上・届書綴〕

(一) 沓番幸宝丸入津之口書

天保十四年

卯四月八日

沓番幸宝丸入津之口書

尾樽内御出役

工藤福次郎様〔1オ〕

◎半丁白紙〔1ウ〕

乍恐以書付御届奉申上候

ヨイチ御場所請負人

竹屋長左衛門雇船

大坂之

幸宝丸弁財四人乗

直船頭

太兵衛

親父
喜助

表役

与惣兵衛〔2オ〕

知工

太三郎

増水主

忠吉

同カシキ

太郎吉

六人

私共当月四日暮六ツ時御城下表東風ニ而出帆仕、同八日七ツ時頃過ヨイチ御場

所へ着船仕候、是迄冲合颯通候内、兼而被 仰出候異国船者勿論、怪敷〔2ウ〕
船等遠近共見懸不申候間、船中乗組一統此段以書付御届奉申上候、以上、

ヲタルナ井出役
工藤福次郎様〔1オ〕

天保十四年

卯四月九日

カシキ 太郎吉
増水主 忠吉
知工 太三郎
表役 与惣兵衛〔3オ〕
親父 喜助
直船頭 太兵衛

御話合様〔3ウ〕

乍恐書付を以御届奉申上候

幸宝丸
一、弁財四人乗

大坂之
太兵衛

右ハ当所囲荷物為積取昨八日七ツ時頃過入津仕候間、此段書付を以御届奉申上候、以上、〔4オ〕

卯四月九日

ヨイチ
運上や

イシカリ
御話所〔4ウ〕

(二) 式番円通丸入津口書

卯四月十九日

式番円通丸入津口書

◎半丁白紙〔1ウ〕

乍恐以書付御届奉申上候

ヨイチ御場所請負人

竹屋長左衛門手船

円通丸弁財五人乗

沖船頭 藤五郎

親父役 市左衛門

表役 喜六

知工 権蔵

カシキ 清次郎〔2オ〕

増水主 熊次郎

同 金兵衛

同 権兵衛

同 八人

私共松前表当月十三日朝五ツ時東風ニ而出帆仕、同月十九日昼八ツ時頃過ヨイチ御場所へ着船仕候、是迄冲合颯通候内兼而被 仰出候異国船者勿論、怪敷船与遠近共見懸不申候間、船中乗組一統此段〔2ウ〕書付を以御届奉申上候、以上、

天保十四年

卯四月廿日

増水主 権兵衛
同 金兵衛
同 熊次郎
カシキ 清次郎

イシカリ
御役所〔3ウ〕

乍恐書付を以御届奉申上候

円通丸
一、弁財五人乗

枝ヶ崎町之
藤五郎

知工 権蔵
表役 喜六
親父役 市左衛門〔3オ〕
沖船頭 藤五郎

右者当所切圍荷物為積取昨十九日八ツ時頃過入津仕候間、此段書付を以御届奉申上候、以上、〔4オ〕

卯四月廿日

ヨイチ
運上屋

いしかり
御結所〔4ウ〕

(三) 四番神明丸入津口書

卯五月

四番神明丸入津口書

当所御詰

野村清次郎様〔1オ〕

◎半丁白紙〔1ウ〕

乍恐以書付御届奉申上候

ヨイチ御場所請負人

竹屋長左衛門雇船
越後鶴泊之

神明丸弁財四人乗

直船頭 直吉

親父役 巳之助

表役 助六

知工 兵吉〔2オ〕

増水主 喜助

同 銀平

同カシキ 与蔵

〆七人

私共当月十四日朝五ツ時御城下表東風ニ而出帆仕、同十九日暮六ツ時頃ヨイチ御場所へ着船仕候、是まで沖合颯通候内兼而被 仰渡候異国船ハ勿論、怪敷船等遠近共見懸不申候間、船中乗組一統此段書付を以〔2ウ〕御届奉申上候、以上、

卯五月廿日

カシキ 与蔵

増水主 銀平

同 喜助

知工 兵吉

表役 助六

親父役 巳之助

直船頭 直吉

イシカリ

御詰所〔3オ〕

◎半丁白紙〔3ウ〕

乍恐以書付御届奉申上候

神明丸
一、弁財四人乗

越後鶴泊り
直吉

右者当所夏荷物為積取昨十九日暮六ツ時頃入津仕候間、此段以書附御届奉申上候、以上、〔4オ〕

卯五月廿日

ヨイチ
運上家

イシカリ
御役所〔4ウ〕

(四)五番広栄丸入津口上

卯六月五日

五番広栄丸入津口上

当所御詰合

野村清次郎様〔1オ〕

◎半丁白紙〔1ウ〕

乍恐以書付御届奉申上候

竹屋長左衛門雇船
大坂綿屋喜兵衛手船
広栄丸弁財七人乗
沖船頭
甚右衛門
親父役
久兵衛

表役

重三郎

知工

源七〔2オ〕

カシキ

七三郎

水主

忠蔵

同
九左衛門

増水主
彦三郎

以上八人

私共去月晦日暮六ツ時御城下表東風ニ而出帆仕、当月四日昼八ツ時頃過ヨイチ御場所へ着船仕候、是迄沖合颯通候内兼而被 仰出候異国船ハ勿論、〔2ウ〕怪敷船等遠近共見懸不申候間、船中乗組一統此段書付を以御届奉申上候、以上、

天保十四年

卯六月五日

増水主
彦左衛門
水主
九左衛門
同
忠蔵
同
七三郎
知工
源七〔3オ〕
表役
重三郎
親父
久兵衛
沖船頭
甚右衛門

イシカリ

御詰所〔3ウ〕

乍恐書付を以御届奉申上候

広栄丸
一、弁財七人乗

大坂之
甚右衛門

右ハ当所夏残荷物為積取昨四日昼八ツ時頃過入津仕候間、此段書付を以御届奉

申上候、以上、〔4オ〕

卯六月五日

ヨイチ
運上家

イシカリ

御詰所〔4ウ〕

(五) 神力丸入津之口上

卯七月八日

神力丸入津之口上

当御詰合

野村清次郎様〔1オ〕

◎半丁白紙〔1ウ〕

乍恐以書付御届奉申上候

ヨイチ御場所請負人

竹屋長左衛門屋船

大坂之帶屋嘉兵衛手船

神力丸弁財七人乗

〔頭欠カ〕
沖船

喜助

親父

表役

知工

水主

同

重蔵

同

惣蔵〔2オ〕

私共松前表当月四日朝五ツ時東風ニ而出帆仕、同月八日昼八ツ時頃ヨイチ御場所へ着船仕候、是迄沖合颯通候内兼而被 仰渡候異国船ハ勿論、怪敷船等〔2ウ〕遠近共見懸不申候間、船中乗組一統此段書付を以御届奉申上候、已上、

天保十四年

卯七月九日

水主

長作

増水主

忠蔵

同

新蔵

カシキ

正次郎

カシキ

増水主

新蔵

同

忠蔵

水主

長作

同

惣蔵

同

重蔵

知工

次兵衛

表役

親父

与左衛門〔3オ〕

助左衛門

沖船頭

喜助

イシカリ

御詰所〔3ウ〕

(六) 運上家漁船蝦夷船并書上

運上家漁船蝦夷船并〔見せ消カ〕十一月取困漁船〕書上〔1オ〕

◎半丁白紙〔1ウ〕

覚

- 一、囃合船 五艘
 - 一、三半船 拾艘
 - 一、持府船 五艘
 - 一、磯船 八艘
- 是者運上家遣漁船ニ御座候〔2オ〕

外ニ用意船

- 一、囃合船 五艘
- 一、三半船 拾艘
- 一、持府船 拾艘
- 一、磯船 七艘
- 一、夷人船 百艘〔2ウ〕

是者夷人共所持之船ニ御座候、

外ニ用意船

- 一、同 拾艘

メ

右之通ニ相違無御座候、以上、

卯
八月

支配人
長七〔3オ〕

◎半丁白紙〔3ウ〕

(七) 松栄丸積荷本送状

◎全丁にわたつて紙縫(綴)部分に押印(判読不能)あり

松栄丸積荷本送状〔1オ〕

◎半丁白紙〔1ウ〕

覚

- 一、〔印〕引合 並塩引 八百式束拾本
- 一、〔印〕引合 此石式百六拾七石五斗
- 一、〔印〕引合 大塩引 式拾壹束
- 一、〔印〕引合 此石拾壹石式斗
- 一、〔印〕引合 方はね同 百四拾八束
- 一、〔印〕引合 此石五拾六石七斗三升三合〔2オ〕
- 一、〔印〕引合 淨留理子 式拾樽
- 一、〔印〕引合 此石 五石

合石
〔印〕引合 三百四拾石四斗三升三合

右之通此度松栄丸弥兵衛乗積入為差登候条相違無〔2ウ〕御座候、以上、

午閏月

余市
同出稼処
元小家〔印〕

福山
全御店

書状添〔3オ〕

◎半丁白紙〔3ウ〕

(八) 覚(造船改届)

覚

一、三半船壹艘

塩吹村
利兵衛

但し口幅五尺式寸五分

右之通西蝦夷地於ヨイチ御場所造船仕候ニ付、書面之通相改、此段書付を以御届奉申上候、以上、〔一オ〕

卯 六月十五日

ヨイチ
運上や

江指沖口

御役所〔一ウ〕

覚

一、三半船壹艘

塩ふぎ
甚五郎

但し口幅七尺六寸

廿五日

一、ほつち壹

同

廿五日

一、同式艘

上之国
吉蔵

久右衛門

六月廿七日〔二オ〕

一、図合壹艘

上之国
久次

一、三半壹艘

塩ふぎ
清太郎

七月朔日 七尺八寸〔二ウ〕

◎半丁白紙〔三オ〕

◎半丁白紙〔三ウ〕

覚

一、保津知舟壹艘

石崎村之
半兵衛

口幅四尺五寸

右ハ西蝦夷地於ヨイチ場所造船仕候ニ付、書面之通相改、此段書付を以御届奉申上候、以上、〔四オ〕

卯 六月十日

ヨイチ
運上や

江指沖口

御詰所〔四ウ〕

覚

一、三半船壹艘

石崎村
嘉兵衛

口幅五尺八寸

右者西蝦夷地於ヨイチ御場所ニ造船仕候ニ付、書面之通り相改、此段書付を以御届奉申上候、以上、〔五オ〕

卯 六月十九日

ヨイチ
運上や

江差沖口

御役所〔五ウ〕

覚

一、三半船壹艘

津花町
彦右衛門

口幅七尺

右者西蝦夷地ヨイチ御場所ニおゐて造船仕候ニ付、書面之通相改、此段書付を以御届奉申上候、已上、〔六オ〕

卯 六月十日

ヨイチ
運上や

江指沖口

御役所〔六ウ〕

覚

一、三半船壹艘

福嶋村
辰五郎

右者西蝦夷地ヨイチ御場所漁船之内讓渡候ニ付、前書之通以書付御達し奉申上候、以上、〔7オ〕

卯 五月十五日
ヨイチ 運上家

江指沖口
御役所〔7ウ〕

(九) 御軽物書上

卯年三月

御軽物書上

ヲタルナ井出役
工藤福次郎様へ

外ニ此通相認四月廿三日北蝦夷地御役人様へ奉書上候、〔1オ〕

◎半丁白紙〔1ウ〕

一、狐皮九数^{〔枚〕} 覚
但し沓数ニ付
米式升宛

一、此代米沓斗八升^{〔枚〕}
但し沓数ニ付
米沓升五合宛

一、同小七数^{〔枚〕}
此代米沓斗五合

一、獺皮沓数^{〔枚〕}
此代米式升五合^{〔2オ〕}
但し沓数ニ付
式升ツ、

一、同小三数^{〔枚〕}
此代米六升

一、水豹大沓数^{〔枚〕}
此代米沓升五合

一、同 小沓数^{〔枚〕}

此代米沓升
〔2ウ〕

右者上下ヨイチ御場所御軽物書面之通相違無御座候、以上、
天保十四年
ヨイチ御場所
支配人
長七

卯ノ三月

御詰合様〔3オ〕

◎半丁白紙〔3ウ〕

(十) 〔御備米・御備幕串松明草鞋書上〕

卯六月

御備米書上〔1オ〕

◎半丁白紙〔1ウ〕

覚

巳年より寅年迄拾ヶ年分
一、越後米式百五拾俵 但沓俵ニ付
四斗入

此石百石
内訳

一、沓ヶ年分拾俵 上ヨイチ
一、同 拾五俵 下ヨイチ

〆式拾五俵〔2オ〕

右者上下ヨイチ於御場所積米仕候処相違無御座候間、此段書付を以御届奉申上

候、以上、

天保十三年^{〔四〕}

卯六月

御詰合様^{〔二ウ〕}

ヨイチ御場所

支配人

長七

幕串
御備松明書上
草鞋^{〔三オ〕}

◎半丁白紙^{〔三ウ〕}

覚

一、御備幕串 百本

内訳

一、四拾本 上ヨイチ運上屋

一、三拾本 下ヨイチ運上屋

一、四拾本 テタリヒラ番屋

メ

一、同 松明 九百本^{〔四オ〕}

内訳

一、三百本 上ヨイチ運上屋

一、三百本 下ヨイチ運上屋

一、三百本 テタリヒラ番屋

メ

一、備わらんし 九百足

内訳

一、三百足 上ヨイチ運上屋

一、三百足 下ヨイチ運上屋

一、三百足 テタリヒラ番屋

メ^{〔四ウ〕}

右書面之内草鞋之儀ハ兼而被 仰渡候通積替仕候間、此段書付を以御届奉申上
候、以上、

天保十四年

卯六月

ヨイチ御場所

支配人

長七

御詰合様^{〔五オ〕}

◎半丁白紙^{〔五ウ〕}

(十一) 御備品書上

御備品書上^{〔一オ〕}

◎半丁白紙^{〔一ウ〕}

覚

幕串 式百八拾本

一、御備品 松明 千式百本

草鞋 千式百足

内訳

幕串 五拾本

松明 三百本 下ヨイチ 運上家

草鞋 三百足

メ^{〔二オ〕}

幕串 五拾本 上ヨイチ
 松明 三百本 運上家
 草鞋 三百足
 幕串 三拾本 ヌウチ
 松明 百本 番家
 草鞋 百足
 幕串 三拾本 ヤマウシ
 松明 百本 番家
 草鞋 百足
 幕串 三拾本 フタン越
 松明 百本 番家
 草鞋 百足
 幕串 三拾本 テタリヒラ
 松明 百本 番家
 草鞋 百足
 幕串 三拾本 シュマトマリ
 松明 百本 番家
 草鞋 百足〔3オ〕
 幕串 三拾本 ユウナ井
 松明 百本 番家
 草鞋 百足
 右之通ニ相違無御座候、以上、〔3ウ〕

卯

イシカリ
御詰所〔4オ〕

ヨイチ御場所
支配人
長七

◎半丁白紙〔4ウ〕

〔十二〕御軽物書上

卯五月

御軽物書上

石狩御下役

工藤福次郎様

御交代之節書上致し候、〔1オ〕

◎半丁白紙〔1ウ〕

覚

一、秋野熊皮沓数

但し熊膽沓ツ添

目形

代米式斗

右者上ヨイチ御場所御軽物書面之通相違無御座候、以上、〔2オ〕

天保十四年

卯五月

ヨイチ御場所
支配人
長七

御詰合様〔2ウ〕

(十三) ヨイチ御場所里数書上

卯五月三日

ヨイチ御場所里数書上

此通り式冊相認奉差上候、

イシカリ
御詰合様〔一オ〕

◎半丁白紙〔一ウ〕

ヨイチ御場所字付并里数書

フルヒラ境

チヤラツナ井滝川中境より

ユウナ井迄

道法六丁

〔ウ〕
此処沖合ニロヲソクイワ有、

ユウナエカ
シユマトマリ迄

拾八丁

シユマトマリより
テタリヒラ迄

拾八丁

テタリヒラより
ヲタンコシ迄

式拾丁

此処ヘシリハ崎有、

ヲタンコシより
ヤマウシ迄

拾八丁

此処ニ弁財掛り潤有〔二オ〕

ヤマウシより
ヌウチ迄

拾八丁

但し小川有、

ヌウチより
ヲヒチヤクナ井迄

〔貼紙〕
八丁

ヲヒチヤクナ井より
モイレ迄

〔貼紙〕
式丁

此処ニヨイチ運上家有、

秋味川

六丁

ヲシヨロ境
フンコヘ崎迄

壹里拾丁〔二ウ〕

フルヒラ境より
ヲシヨロ境迄

道法四里拾六丁

右之通り相違無御座候、以上、

卯五月三日

通詞
市右衛門

イシカリ
御詰合様〔三オ〕

ヨイチ御場所
支配人
長七

◎半丁白紙〔三ウ〕

(十四) 陸通下り番人書上

卯年春

陸通下り番人書上

尾樽内御出役
工藤福次郎様〔一オ〕

◎半丁白紙〔1ウ〕

覚

右者上下ヨイチ御場所番人稼方陸通下り書面之通相違無御座候、以上、

- 一、 東中町之 半治郎
- 一、 神明町 直吉
- 一、 枝ヶ崎町之 留右衛門
- 一、 端立町 清吉
- 一、 清部村之 市右衛門
- 一、 下及部村之 太郎兵衛〔2オ〕
- 一、 稼方 源八
- 一、 南部釣谷浜之 源八
- 一、 同所之 源右衛門
- 一、 同歌之 里右衛門
- 一、 同所之 与次兵衛
- 一、 同所之 長右衛門
- 一、 同所之 佐兵衛〔2ウ〕
- 一、 同大畑之 忠作
- 一、 同角違之 福松
- 一、 同所之 藤蔵
- 一、 同川代之 三之丞
- 一、 秋田八森之 大次郎
- 一、 南部安渡之 竹松
- 一、 塩越之 弥七〔3オ〕
- 一、 塩越之 卯兵衛
- 一、 式拾人

天保十四年

卯三月

御詰合様〔4オ〕

ヨイチ御場所

支配人

長七〔3ウ〕

◎半丁白紙〔4ウ〕

〔十五〕追咆出稼之書上

卯五月

追咆出稼之書上〔1オ〕

◎半丁白紙〔1ウ〕

乍恐以書付御届奉申上候

フルウ御場所へ出稼

男蝦夷人

三拾五人

附添番人

佐兵衛

福蔵

マシケ御場所へ出稼

蝦夷人男女

三拾人〔2オ〕

附添番人

源右衛門

卯平

式

右者於当御場所ニ春漁事相济候後大勢之蝦夷人共為指漁業茂無之候ニ付、前書

之通両御場所へ夏漁追咆出稼之義於 御城下表双方請負人熟談之上是迄差立候二付、当年も〔2ウ〕近日中差立申度奉存候間、乍恐此段書付を以御届奉申上候、以上、

天保十三年

卯五月

ヨイチ御場所

支配人

長七

御詰合様〔3オ〕

◎半丁白紙〔3ウ〕

〔B75〕 公辺御役人様方江答書写

公辺御役人様方江答書写

イシカリ御詰合〔1オ〕

◎半丁白紙〔1ウ〕

覚

上川様

一、蝦夷人別書

字里数書

鮮取家数人別書

御運上金御尋有之候二付、凡金五百両程与口上二而奉申上候、〔2オ〕御

跡御役方様之節者聡与書上可申様被 仰付候得共、御場処二而者巨細相

分り兼、御附添御役人様江奉伺上、御手帳拝借仕、合而奉書上候、

河津様

御普請役様〔2ウ〕

一、蝦夷人別書

一、字里数書

外二

漁船并二夷船

支配人番人稼方人別

御運上金出産物

調子書

御小人目附様

一、蝦夷人別書

沓冊

沓冊

沓冊

沓冊

沓冊

沓冊

沓冊

沓冊

沓冊

沓冊

沓冊

沓冊

沓冊

沓冊

沓冊

沓冊

沓冊

[B76] 書上留

字里数書 壹冊
鯉取家数人別書 壹冊
漁船夷船調子書 壹冊

御運上金之儀者口上二而
金五百兩^六拾兩^六ト奉申上候、^(3ウ)

水野様御直ニ明朝出立跡ニ而役夷人^(欠損)酒為給、御役所江書上可差出候様
被仰付候、

寅 五月

右之通奉書上候、以上、

ヨイチ
運上家^(4オ)

◎半丁白紙^(4ウ)

安政二乙卯年四月
書上留

全主^(1オ)

◎半丁白紙^(1ウ)

一、ヨイチ御場所絵図面并船掛り潤之義者別紙^龜絵図面ニテ奉申上候、^書

一、上ヨイチ運上家^{表口 七間}壹棟^{裏行 拾間}

右運上家之儀者鮭漁業中相用ひ、尚又奥蝦夷地江春下り番人、稼方大勢イワナイ御場所山道越之節相用へ候儀奉存候、尤山道越之儀者正月下旬^{又者}□□二月月上旬^三迄間通路宜敷御座候得共、其年柄にも^三寄り至^三而難所之奉存候、

但し雪中往返とも宜敷御座候得共、^(2オ)蝦夷人共難渋仕候義ニ奉存候、

一、古来方之下ヨイチ運上家之義破損致候ニ付、去年御□上様御頼申上、古来之通り普請ニ取掛り候処、漸々去ル丑年出来ニ相成り候趣御場所申参り、右ニ付運上家絵図面^三相早々相登セ候様度々申遣置候得共、尔今絵図面参り不申候間、乍恐御場所表方参り次第奉書上度奉存候、尤去ル寅年御役人様方御大勢北蝦夷地御通行旁々^(2ウ)手狭ニ付、新規運上家へ所々差掛ケいたし候哉にも薄々承知仕居候間、此段奉申上候、

一、蔵々 拾七棟

但し板蔵、カヤ蔵取合

一、出張番家 拾三棟

但し漁小家とも

右式〔廉之義者〕□□問数相分り不申候間、御場所表へ早々申遣し、参着次第奉書上度奉存候、〔3オ〕

一、箱館表方ヨイチ御場所迄海陸凡百八里程可有之奉存候、〔4オ〕

一、稼方旬季之義者、春鮭漁業之儀者春干岸〔彼 過十五、六日頃也 四五式三〕ニ入候方小満後十日頃迄漁事仕候、

一、夏漁業之義者〔海魚引 業後方〕并鮑漁業之義者、鮭漁業〔業後方〕後方七月中迄之漁事仕候、〔3ウ〕

但シヨイチ御場所鮑不足之〔地二〕當時御座候故フルウ御場所へ蝦夷人七十人

余番人附添出稼二年々差遣し申候義ニ奉存候御座候、

一、鮭漁事之義者秋干岸〔彼〕ニ入候方土用後十日頃迄之漁事仕候、〔一〕

○ 尚

其後蝦夷人勝手次第第二川へ

〔為ハンリヨ与〕飯料漁事ニ罷越候、尚鮭

□ 漁事中ヲシヨロ御場所領分古来方

ヨイチ掛りにて、同断網持蝦夷人共鮭漁事致候節者、ヨイチ運上家にて請取可申仕来ニ御座候、尤価之義者勘定差引差遣し申候、〔4オ〕

一、寒暖之儀者春三月中旬又者下旬頃迄雪有之候、

一、夏土用に入候而茂単物着用之者者稀なる義ニ奉存候、

一、秋九月下旬十月上旬頃迄者、少々雪度々降り候得共消、其後方段々雪降り積り、右何れ茂其年柄ニ寄々不順有之申候、〔4ウ〕

一、渡海之義者、

ヨイチ運上家方 凡四里
フルヒラ運上家迄

ヨイチ運上家方 凡一里半
ヲシヨロ運上家迄

一、当所方イワナイ御場所山道越、

ヨイチ運上家方イワナイ運上家迄

ルウチシ迄

五里廿九丁

六間〔5オ〕

一、イシカリ御場所御勤番持場御通行之節者三賄にて五拾五文ツ、外御通行之節者三賄にて七拾五文ツ、頂戴仕候、〔5ウ〕

改而

一、ヨイチ御場所絵図面并船掛り潤之儀者別紙〔略〕絵図面にて奉申上候、

一、上ヨイチ運上家壹棟 梁間 表 七間
榎間 裏行拾間

右運上家之義者鮭漁業中相用ひ、尚又與蝦夷地春下り番人并稼方大勢イワナイ御場所方山道越之節相用へ候儀ニ奉存候、尤山道越之儀者〔6オ〕正月上旬又者下旬頃迄宜鋪□□□御座候得共、至テ難所に御座候、

但シ雪中共往返宜鋪御座候得共、蝦夷人トモ難渋仕候儀ニ奉存候、〔トモ〕

一、上ヨイチ運上家

破損及相候ニ付、去ル午年御上様右右之段御頼申上、古来之通り〔6ウ〕普請

江取掛り候処、漸々去ル丑年出来ニ相成り候趣御場所表方申参り、右ニ付運上

家絵図面早々相登セ候様度々申遣し置候得共、于今絵図面参り不申候間、乍恐

御場所方参着次第与奉書上度奉存候、

但シ昨寅年御役人様方御大勢北蝦夷地御通行旁々手狭ニ付、新規運上家

所々差掛ケ致候哉に茂承知仕、乍恐〔7オ〕此段奉申上候、

一、御備米蔵 壹ヶ所

但シ高板蔵 梁間式間半
桁間三間

一、蔵々 拾六棟

但シ板蔵并カヤ蔵取合

一、出張番家 十三棟〔7ウ〕

漁小家共

右兩簾之儀間数相分り不申候間、早々御場所江申^遣し、参着次第奉書上度奉存候、

一、稼方旬季之儀者鮭漁春彼岸二入十五六日頃方小満迄漁業仕候、〔8オ〕

一、夏漁海引并鮑漁業之儀者鮭漁後方七月中迄漁事仕候、

但シ ヨイチ御場所鮑不足之当地ニ御座候故、フルウ御場所江蝦夷人七拾人余番人附添出稼に年々差遣し申候儀ニ御座候、〔8ウ〕

一、秋鮭漁業之儀者彼岸入候方取掛り、土用中盛り漁之時節御座候、其後蝦夷人とも勝手次第川ニおゐて為飯料与漁事に罷越申候、尚漁事中ヲシヨロ御場所

領分古来方掛りニて網持蝦夷人共鮭漁事致候節ハヨイチ運上家ニて請取可申仕

来に御座候、尤価之義者勘定差引〔9オ〕差遣申候儀ニ奉存候、

一、箱館表方ヨイチ御場所迄海陸凡百八里程茂可有之哉ニ奉存候、

一、寒暖之儀者夏土用に入候而茂単物着る事稀なる義ニ奉存候、雪者年々五六尺程茂降積り、寒氣至而強く〔9ウ〕御座候、九月下旬頃方雪降り積り、春三月中旬又者下旬頃迄消、尤其年柄ニ寄俣不順之義有之候義奉存候、

一、渡海之儀者御場所地続ニ御座候得共、陸通り不相成搔送りニ御座候、冬中にも而も浮合ニ御座候へ者、差支無御座奉存候、尤ヲシヨロ御場所へ者陸道有之

申候儀ニ奉存候、〔10オ〕

ヨイチ御場所之義者

十、イシカリ御勤番持通行之義者、

一、ヨイチ御場所之儀者イシカリ御勤番所御持場に付、御通行之節者木錢米代

ニて錢三賄付錢五拾五文ツ、外御通行之節ハ同断錢七拾五文宛頂戴仕来ニ御

座候、〔10ウ〕

尤ヨイチ御場所^{〔二重傍線朱筆〕}イシカリ御勤番所^{〔傍線朱筆〕}御下役様御壹人^{〔朱筆〕}五月中旬方

八月下旬頃迄御ヨイチ御場所御詰居候義奉存候得共、米、塩、味^{〔朱筆〕}之義者御場所表申遣し、取調子之上奉書上度奉存候、

一、〔11オ〕

箱館方海岸

ヒクニ迄百拾弍里 拾五丁

海上 凡九十弍里

箱館表方 書上

海上九十七里拾五丁余

一、フルヒラ運上家方

ヨイチ同断

四里拾三丁^{〔二層傍線〕}書上〔11ウ〕

覚

一、金——イシカリ勤番へ

定例諸届金

惣人数江

年始暑寒御見舞着賀餞別共々高前々品物にて差上候へ共、漁業中御座候
間、頼上金納仕、町年寄へ相納申候、

右御尋ニ付乍恐奉申上候、以上、

安政二〔13オ〕

城下方申参ル

一、ヨイチ御詰合様御詰合之儀者五月五日前後御詰、式百十日前後式由十由御
引払ニ相成り申候、

一、ヨイチ御詰合様御座鋪中内々御詰ニ御座候、

蔵々乃簾〔12ウ〕

一、米蔵 梁間四間位
桁間七間

一、御備蔵 梁式間
桁三間

一、網蔵〔13オ〕

◎13ウ墨線により抹消

「ヨイチ御場所略絵図

ヨイチ御場

ヨイチ御場所 略絵図面

フルヒラ境方 四里拾八丁〔13ウ〕
ヲシヨロ境迄

ヨイチ御場所略図面

フルヒラ境チヤラチナイ方 道法四里
ヲシヨロ境ヘ 十八丁
境フンコヘ崎迄

ヨイチ運上家方 凡四里十三丁
フルヒラ運上家迄
ヨイチ運上家方
ヲシヨロ運上家迄 凡壹里半余〔14オ〕

覚

一、金三拾七両 定例諸届金
惣人数江

年始暑寒着賀餞別とも高前々品物にて差上置候得共、漁業中に而頼上金
納仕候、町年寄江相納申候、

右御尋ニ付乍恐奉申上候、以上、〔14ウ〕

安政二乙卯年 四月

西蝦夷地ヨイチ御場所
請負人
枝ヶ崎町
竹屋長左衛門

上

但シ半紙認メ



美のふ紙にて上封〔15オ〕



封書如此

高金三拾七両 町御役所被仰付諸届金上納高

内

一、金九兩壹歩ツ、
二月 五月 九月〔15ウ〕
十二月 右四度ニ上納ニ相成候、

出金九兩壹歩 藤兵衛殿
貳朱 払

出金三兩壹歩 煙草代
貳朱

出金壹兩 金治郎進物

出金壹歩 髪詰〔16オ〕

◎半丁白紙〔16ウ〕

〔B77〕 余市場所要留

(一) 余市場所要留

安政二乙卯年四月

余市場所要留

林源姓〔1オ〕

◎半丁白紙〔1ウ〕

場所請負初メ

一、東地アфта場所

一、同アツケン場所

文化十四丁丑年

一、西地ヨイチ場所

文政八乙酉年〔2オ〕

一、煎海単 五百斤

一、白干鮑 千貳百斤

ヨイチ鮑不足ニ付先年フルウ江出稼為致候、

御運上金

一、金三百廿兩 下ヨイチ運上金

一、金貳拾三兩 秋味運上金

一、金百九十兩 上ヨイチ運上金〔2ウ〕

必金五百三拾三兩

外ニ

金五兩 下ヨイチ上乘金

金拾八兩 差荷料

小以 金貳十三兩

二口

メ金五百五十六兩〔3オ〕

一、秋味之儀者九百石目以上出増之節者百石ニ付金貳拾兩宛上納、切圍相成候

積取候節者百石目付金貳拾兩四ツ割三ツ分上納之事、〔3ウ〕

御備品左ニ

一、御備米 四斗入 三百俵

一、御幕串 百本

一、松明 九百本

一、草鞋 九百足

メ

一、シリハ山に烽火台

高サ壹丈、巾三間四方

但モイレ運上家方道法廿八丁〔4オ〕

嘉永六癸丑年改

一、蝦夷人別 四百九十三人

内訳ケ 男 貳百五十九人

女 貳百三十四人

ヨイチ御場所字附并書

一、チヤラツナ井瀧川中央方

六丁〔4ウ〕

但夷小家有、小川有、巾壹間斗り、

ユウナ井沖ニ蠟燭岩与申処江海上七丁程、

一、ユウナ井方

拾八丁

但夷家あり、小川あり、巾壹間斗り、

鮭漁業 居小家有、

一、シマトマリ方 拾八丁

但夷家あり、小川有、巾壹間斗り、

鮭漁業居小家あり、〔5オ〕

一、テタリヒラ方 貳拾丁

但下ヨイチ番家あり、

鮭マヤ「マヤ」小家漁業あり、

一、ヲタンコシ方 拾八丁

但ヲタンコシ方シリバ崎迄八丁、シリバ山ニ烽火あり、

一、ヤマウシ方

一、ヤマウシ方 拾八丁

但夷家あり、川有、巾五間斗り、

鮭漁業小家あり、〔5ウ〕

一、ヌウチ方 八丁

此処ハマナカトモ言、

但鮭漁業小家あり、

一、ヲヒチヤクナ井方 貳丁

一、モイレ運上家方 六丁

但上ヨイチ運上家あり、川あり、巾三十間余あり、〔6オ〕

一、秋味川方 壹里拾丁

但小川あり、巾貳間位、

フルヒラ境方

ヲシヨロ境方

道矩合 四里拾八丁〔6ウ〕

一、ヨイチ場所ヨリ

イワナイ山道

ルウチシ迄

五里廿九丁六間

一、入海ニテ弁財船振掛リケ所運上家元方西ノ方式拾八丁相隔字ヤマウシ与

(7オ)申処老ケ所間数并浅深凡左之通、

一、陸方沖ノ方船繋ケ所迄間数貳百間余、

一、船繋ケ所横中間數百間余、

一、船繋ケ所沖ノ方ニテ海底深サ十尋位、(7ウ)

但深サ九尋余方八尋余之処も有之候、

一、船繋ケ所中頃ニテ海底深サ五尋位、

但六尋余方七尋位之ケ所も有之候、

一、陸方三間余沖ノ方ニ海底深サ壹尋位、

一、海底陸方三間位沖迄(8オ)ゴロタ石、夫方百間沖迄小石、

但陸方百間余沖ノ方一円砂地、

一、浜并海岸通りゴロタ石、

甲寅年役夷人

一、上ヨイチ惣乙名 ヲシトシコツ

寅三十六才

妻シハルカル

寅三十七才(8ウ)

乙名母ケウレ

寅六十九才

△家内拾人

婦夫三組 男 四人

女 六人

一、脇乙名 イタキサン

寅五十二才

妻ウエロ

寅四十才

△家内拾壹人(9オ)

婦夫三組 男 六人

女 五人

一、惣小使 メリ

寅六十二才

妻ニシケ

寅五十四才

△家内七人

婦夫壹組 男 五人

女 貳人

下ヨイチ脇乙名(9ウ)

乙名病死後 イコンリキ

惣乙名兼 寅四十才

妻カフニ 廿六才

川住

△家内八人

婦夫壹組 男 六人

女 貳人

一、小使 ホウフイ 寅五十六才

川住

△家内拾壹人(10オ)

婦夫三組 男 四人

女 七人

一、小使 サルマ 寅四十二才

川住 妻ワンキ 寅四十四才

妻ワンキ

寅四十四才

△家内八人

婦夫耆組

男 四人

女 四人

一、小使

イホロク

テタリヒラ住

寅四十四才〔10ウ〕

悴コイフニ

廿三才

妻ハルサン

廿二才

必家内九人

夫婦三組

男 五人

女 四人

役夷人家内 六十四人

内訳ケ

男 三十四人

女 三十人〔11オ〕

外平蝦夷人

四百二十九人

内

男 貳百廿五人

女 貳百四人

都合四百九十三人

内訳

男 貳百五十九人

女 貳百三十四人〔11ウ〕

支配人

枝ヶ崎町 長七

通辞

新町 富右衛門

帳役

端立町 庄兵衛

一、鮑目当高

一、煎海胤同〔12オ〕

ヨイチ出荷物高

一、白干鮑 三千貳百斤

内 五百斤 ヨイチ出高

貳千七百斤 フルウ出稼

一、煎海胤 七百斤

一、鯡類 貳千五十石

一、鮭塩引 百五十石

一、昆布 五十石〔12ウ〕

外千石余浜中役并諸品取かいの廉へ受取候分有之候、

夏荷物百石目ニ付直段七八十兩位見込、

一、鯡取家数六十軒

此人別男五百拾五人

但其年寄定不足〔13オ〕

右者当御場所漁業中罷在候得共、秋末ニ至り居村為引取申候、此段奉申上候、

一、煎海胤 千四百貳斤壹合

一、干鮑 三千三百三十五斤五合

此石五石六斗八合〔13ウ〕

一、筒鯡 五万三千三百七十壹束

め 九万六千三百廿一 必貳百匁目

石 貳千四百八石三升

一、外割鯡 貳百拾貳束

め 五百三十五分

石 十三石七斗五合

一、雜粕 四百拾本

め 九千廿貫匁目

石 貳百廿五石五斗

一、身欠類 貳千貳百九十三本

め 貳万九千四百廿貫匁目
石 七百三十五石五斗〔14才〕

一、鯡笹目 五百卅六本

め 九千六百三十貫匁目

石 貳百四十石七升五合

一、数の子 貳百六十本

め 五千百六十貫匁目

石 百廿五石

一、白子 六百七十本

め 壹万四千九百四十貫匁目

石 三百七十三石五斗

一、昆布 五百九十駄

め 三千貳百六十貫匁目

石 八十一石五斗〔14才〕

一、鮭塩引 三百八十五束

此石百廿八石三斗三合三勺

一、筋子 廿五樽

此石六石貳斗五升

× 四千三百六十壹石

壹升三合七勺〔15才〕

◎半丁白紙〔15才〕

◎半丁白紙〔16才〕

◎半丁白紙〔16才〕

◎半丁白紙〔17才〕

◎半丁白紙〔17才〕

◎半丁白紙〔18才〕

◎半丁白紙〔18才〕

◎半丁白紙〔19才〕

◎半丁白紙〔19才〕

◎半丁白紙〔20才〕

◎半丁白紙〔20才〕

覚

一、ヨイチ御場所運上家壹ヶ所

一、蝦夷人別四百九拾三人之内

男 貳百五十九人

女 貳百卅四人

一、支配人番人稼方当寅年人数四十三人〔21才〕

但

支配人給代 金貳十兩

通詞給代 同十五兩

番人稼方同 同三兩方同十貳兩迄

但其者ニ応じ手当有之候、

一、夏ヲムシヤ 但乙名小使壹人ニ付地廻り煙草三わた、被下之、

ヨイチ御詰合様御立会之上、御場所御法度之趣御申聞後、台盃ニ而青酒三〔清酒〕

盃ツ、〔21才〕

御上様方被下置候積ニ而、支配人方被給候、

一、地廻り煙草三わた、産取蝦夷人被下之、

但御盃之儀ハ前同断、

右御盃相濟候上、乙名、小使、役蝦夷人并産取ニ至迄為御祝儀於運上家ニ高膳

部之上馳走致候事、

一、青酒式斗入壹樽宛、

但乙名、小使、産取、平蝦夷人ニ至迄組合ニ而四人組ニ付壹樽

ツ、〔22オ〕平夷人之儀ハ其年柄ニ応じ荷物出情之者江、尚乙名、小使、平蝦夷人ニ至迄親類組合之事、

一、モロミ式斗入廿六樽 夏秋ヲムシヤ村々割合ニ而被下之、
一、秋ヲムシヤ 乙名、小使、網持之夷人へ地廻り煙草式〔清酒〕宛被下之、
但台盃ニ而青酒三献ツ、御上様之積ニ而被下之、外ニ青酒小樽〔清酒〕 壹ツ一統へ遣ス、〔22ウ〕

尤御詰合様秋中御引取ニ付御立合無御座候得共、支配人通詞ヲ御法度之趣申聞候上、御祝儀御盃膳部之儀者夏ヲムシヤ同様取扱仕候、

一、前段之通取扱致候外ニ蝦夷人壹人ニ付青酒壹盃、濁酒壹盃、米之儀ハ焚飯ニ而夏秋共蝦夷人不残江被下、

一、秋味漁事中ヲシヨロ御場所領分古来ヲヨイチ掛リニ而、同所網持蝦夷人共鮭漁事致候節ハヨイチ運上家ニ而〔23オ〕請取可申仕来ニ御座候、尤働之儀ハ勘定差引差遣申候、右ニ付秋ヲムシヤ之節ヲシヨロ運上家へ申遣ス、蝦夷人相越候得者、御場所御法度之趣申聞、ヨイチ蝦夷人同様取扱致候儀仕来ニ御座候、
〔土産取〕
一、ヲムシヤ之節乙名、小使、産取ニ至迄役儀を申付候節、運上家ヲ台盃壹組、小袖并羽織等、青酒〔23ウ〕小樽壹ツ、造米貳俵、糍壹俵役柄ニ応じ被下之、

一、縁組之節家柄其者ニ応じ造米壹俵、又者青酒小樽壹ツ并濁酒八升遣ス、
一、鰥寡孤独之者有之候節余り衣類等損じ候得者、其者ニ応じ古手并先織等見斗へ之上差遣、猶食物等夫々手当遣、是迄取扱致来候、

一、老人幼ものへ手当介抱之儀ハ矢張〔24オ〕鰥寡孤独之者同断取扱致居候、
一、病氣蝦夷人軽重ニ応じ御医師様御見廻之節御願申上、御葉頂戴仕、運上家ニ而養生為致、又者於居宅ニ薬用之者ハ番人を以食物ハ勿論夫々介抱致候、

一、春鮭漁中雇蝦夷人之儀ハ、其者ニ応じ祝与申候而造米七俵ヲ八俵迄、格別

相省候者へ者五俵〔24ウ〕位之勘定差引遣候儀仕来ニ御座候、

但右之儀ハ前々ヲ被仰付候仕来相守り取扱申候得共、実者前段之外ニ其者ニ応じ貳俵ヲ五俵位迄手当取扱申候、

一、秋味之儀ハ其年之出高ニ応じ右高之内四分者運上家、六分ハ蝦夷人共荷物ニ相成申候、右漁事中蝦夷人共入用之品調へ候ニ付、右漁之高ヲ入用之品々代料差引仕、其外残高を以鮭四束ニ付造米壹俵宛之〔25オ〕買上ニ而勘定致遣候儀仕来ニ御座候、

但漁中仕来通り相守手当致候得共、内実ハ其時ニ応じ濁酒壹盃、或ハ貳盃、又者組合ニ而人数ニ応じ貳斗入壹樽人数見斗へ之上差遣し候儀度々有之候、

一、蝦夷人共御用ニ而召仕候節并運上家ニ而相仕へ候節、早朝ヲ参り候得者ハ三盃、朝過参候得者貳盃半介抱仕候、〔25ウ〕
但右之通ニ候得共、内実ハ其日ニより働ニより夫々手当遣取扱致来候、

一、蝦夷人共御用ニ而相用へ候儀与者御通行搔送り人足并御用状継立候外無御座奉存候、其節介抱之儀ハヲシヨロ貳式盃、フルヒラ迄一日之介抱致候得共、先方運上家ヲ壹人ニ付貳式盃宛之手当有之申候、右者隣場相互へ同様之儀ニ御座候、尤御役人様御通行之節役夷人共付添参り候節ハ、ウタレ共之介抱手当倍増ニ而取扱〔26オ〕来候、
但前段何れも仕来通ニ候得共、内実ハ其時ニ応じ手当致来候、

一、山仕業介抱之儀ハ、早朝ヲ参候得者壹升ツ、之介抱ニ候得共、内実者別段濁酒ニ而見斗へ之上手当差遣し候儀ニ御座候、

一、山仕業相働候者江祝与申候而造米三俵ヲ其年柄ニ応じ差遣申候、薪伐出し候者ヲ割木〔26ウ〕壹敷ニ付米六升宛勘定致、右何れも好之品々差遣候、

一、老人ヘカツ者勿論子持女蝦夷人并役蝦夷人者働方相用へ不申候ニ付、前段雇之祝与申儀者無御座奉存候、然共女蝦夷人者子持ニ至迄も運上家漁場ニ

而取揚ケ候鯡粕子取前ニ而其年柄漁事ニより造米七八俵方十四五俵、又者廿俵、廿俵位迄も壹人ニ付相当申候、右者仕来ニ御座候、尤役蝦(27ウ)夷人之儀ハ役柄ニ応じ祝有之申候、

(貼紙)「但役蝦夷人常に介抱之儀者平膳ニ而取扱来候、外二三盃差遣ス、」
(貼紙にて抹消)「一、老人ヘカツ者勿論、子持女蝦夷人并役蝦夷人」

一、役蝦夷人共都而取扱方之儀ハウタレ共与差別有之取扱致候儀仕来ニ御座候、

但役蝦夷人ヘ(清酒)青酒濁酒遣し候儀者其都度ニ有之申候、(27ウ)

一、平常蝦夷人共ヘ定式遣介抱之儀ハ米、酒、焚飯相交、介抱致候儀仕来ニ御座候、

一、御目見之節仕来御献上之品、

串貝 千 惣乙名

同 五百 脇乙名

同 五百 小使

右者御城下ヘ役蝦夷人持参之品ニ御座候、御場所出帆之節為暇乞(清酒)青酒小樽

壹樽、濁酒八升、(28オ)地廻り煙草式把壹人ニ付被下之、帰郷之節ハ造米貳俵、糍壹俵、地廻り貳わツ、壹人ニ付被下之、

外ニ

(清酒)青酒壹樽、濁酒八升、台盃ニ而青酒三献宛、首尾能相济帰郷為御祝儀馳

走之事、

一、濁酒米年中凡(四斗入)貳百俵程手配仕候、

一、困荷物高凡左ニ奉申上候、(28ウ)

鯡類 貳千束

身欠 五拾本

黒毛塩引 五十本

一、蝦夷人十五歳以上江為御手当小刀、針被下候高左之通、

小刀 貳百枚

針 十九疋

一、御軽物取獲ケ所之儀ハヨイチ領分所々ニ而取獲候趣ニ御座候、尤ヨイチ御場所之儀ハ一向不足之土地柄ニ御座候、

一、ヨイチ御場所境之事、

(フルヒラ)チルヒラ境チャラツナイチヲシヨロ境フンコへ崎迄 道法四厘(里)

十八丁

ヨイチ運上家方フルヒラ運上家迄 凡四厘十三丁(29ウ)

ヨイチ運上家方ヲシヨロ運上家迄 凡一厘半余

御備品々

一、御備米 四斗入 三百俵

一、御幕串 百本

一、松明 九百本

一、草鞋 九百足

〆(30オ)

御定仕来直段左ニ

一、熊皮壹枚 造米貳俵方五俵位迄

一、狐皮壹枚 但大中小并穴熊野熊ニ寄直段有之候、

一、鮭四束二付 壹升□方貳升位迄

一、鮑五百二付 但し前同断大中小之品ニ寄り 同壹俵

一、煎海单三百五十二付 同壹俵

一、諸品夷直段 同壹俵(30ウ)

一、煙草壹把、米貳升之勘定ニ候、壹俵ハ米八升ニ候、

一、米 貳升 煙草壹把

一、青酒壹升 同壹把

一、青酒壹升 同壹把

一、青酒壹升 同壹把

一、青酒壹升 同壹把

- 一、濁酒式升 同壺わ〔31オ〕
- 一、モロミ壺升 同壺わ
- 一、糍壺升 同壺わ
- 一、木綿類五尺二付 同壺わ
- 一、白木綿者六尺三寸二付同壺わ
- 一、かな類廿式 同壺わ
- 針 八本
- 一、皮同 四本 同壺わ〔31ウ〕
- 大同 式本
- 一、きせる壺本 同壺把
- 一、小刀類 大 壺把
中 壺升
小 五合
- 一、ヤス類 同 式わ
三わ
壺俵
- 山刀 壺俵宛
- 一、田代 鑷
- 一、腕四ツ〔腕〕 煙草壺把〔32オ〕
- 一、火打 五合
- 一、鯖刺 五合ち壺升込
- 一、台盃 五俵ち七八俵込
- 一、大中小品二寄 同
- 一、みゝたらへ 同
- 一、行器 廿俵ち五十俵位込〔32ウ〕
- 大中小黒赤蒔絵金具二寄

- 単物之類 壺俵半ち
- 一、先織之類 三俵位込
- 合羽之類 五俵ち
- 古手之類 七俵位込
- 一、小袖 廿五俵ち廿四五俵込
- 縮緬〔縮緬〕 縮面縮子金襴縫物何れも品二寄〔33オ〕
- 一、玉之類 壺俵ち五俵位込
- 一、シトキ 五俵位ち
- 外鍋類并塗物之儀ハ前段之品之外二、
- 小田原鉢、高鉢、椀提、鴨々、酒桶、腕〔腕〕、重箱、膳之類、荒物、小間物何れも大中小品二寄夷直段有之申候、〔33ウ〕
- 一、出荷物凡平均式千式百五十石、
- 外二
- 千石程も浜中之分積取候年も有之候得共、右者不定二御座候、
- 一、ヨイチ御場所之内春夏秋冬共漁事仕候ヶ所之儀者、別紙絵図面ニ而奉差上候、〔34オ〕
- 右者御尋ニ付奉書上候、
- 一、鯡二八取之者春鯡より引続夏漁相稼候儀当御場所者古来より無御座候、尚海軍引鮑突之儀ハ別段御判持参り入込候儀も無御座候、
- 一、鯡二八取之者御免判頂戴仕、御場所ニおみて中遣船、函合〔35オ〕船、磯船等合船仕儀御私領之節ち仕来二候、
- 一、二八取之者御判も無之、余り木材を以合船等致候儀ハ御私領之節ち堅く無御座候、右之訳者山林伐荒され運上家之難儀之儀二付、嚴敷致候儀ニ御座

候、〔35ウ〕

一、大工木挽当所へ相越相稼候儀ハ御私領方仕来ニ御座候、

文政五年年 ヨイチ御場所

〔36オ〕

一、秋味漁上ヨイチ打廻し六百間網巻統

ヨイチ御場所字数

下ヨイチ

モイレ 夷家有、出張漁小家巻軒

ハルトロ 漁小家有、

ヲヒチヤクナイ申ハマナカとも申、漁小家、

ヌウチ 夷家、出張番家、漁小家、

ヤマウシ 同〔36ウ〕

ヲタンコシ 出張番家、漁小家、

テタリヒラ 夷家并前同断

シユマトマリ 同

イワナイ 同

ユウ

上ヨイチ之儀者聊秋味而已之漁事ニ而、下ヨイチニ而者場狭ニ而川与斗申、外ニ小字無之候、川方フンコへ崎込巻厚余之道法、〔37オ〕

秋味漁手配方

打廻し六百間網巻統

起し網打廻し四十間巻統 川尻モイレ

同 ヤマウシ

同 テタリヒラ

外ニ

川上ノホリト申所ニ川起し網巻統、〔37ウ〕

ヨイチ目当高元通り

一、イリコ 五百斤

一、白干鮑 千式百斤

ヨイチ御場所之儀者一体元方鮑出不足之御場所からニ付先年方フルウ御場所江夏分斗夷人番人差添、

一、秋味鮭 九百石

一、鯡類

一、こん布 五十石〔38オ〕

春手配方

一、差網八十放又者六十放

三半船巻艘、ほつち船式艘、又三半船巻艘、ほつち船巻艘もあり、

雑魚小起し網打廻し廿間、十五間位もあり、

右者蝦夷人介抱網ニ御座候、〔38ウ〕

私御場所御請負仕候儀何年以前方御請負被仰付哉之旨御尋ニ御座候ニ付、乍恐奉申上候、文化之度私祖父長左衛門代最初東蝦夷地アフタ御場所御請負被仰付、次ニアツケシ御場所〔挿入〕「文政元寅年方申年迄」御請負被仰付、同八酉年方西蝦夷地ヨイチ〔御場所〕御請負被仰付、夫方私親彦左衛門方私代ニ至り引続御請負被仰付候儀ニ奉存候、乍恐〔39オ〕右之段以書面奉申上候、以上、

文化年中之書物類何れも出火之節焼失致候ニ付、年号等一向相分不申候儀ニ

奉存候、〔39ウ〕

◎半丁白紙〔40オ〕

◎半丁白紙〔40ウ〕

◎半丁白紙〔41オ〕

◎半丁白紙〔41ウ〕

◎半丁白紙 (42オ)

◎半丁白紙 (42ウ)

◎半丁白紙 (43オ)

◎半丁白紙 (43ウ)

◎半丁白紙 (44オ)

◎半丁白紙 (44ウ)

◎半丁白紙 (45オ)

◎半丁白紙 (45ウ)

◎半丁白紙 (46オ)

◎半丁白紙 (46ウ)

(二) (ヨイチ場所運上家・番家書上)

上ヨ井チ運上家壱軒 但秋味漁之節下運上家方引払行、

是下ヨ井チ運上家江凡五六丁有之、尤川渡し有、

下ヨ井チ運上家壱軒 但秋味支舞後方此処ニ居合新規相建家也、

此処出崎之かけニ而番家并弁才掛場不見得申候、是ヌウツ番家江凡五六丁有之候、

ヌウツ番家壱軒 但鯉取場所也、其外商売なし、元二八取も沢山ニ居合候得共

只今無之候、

^{〔ヤマウシ〕}是よりヤウマン番家江凡七八丁有之申候、

ヤウマン番家壱軒 但鯉漁、秋味網立ル、猶亦二八取拾軒有之、

是よりヲタクシ番家江一里山越なり、

ヲタクシ番家壱軒 但鯉漁并いりこ、あわひ少々ツ、取揚申候、

是よりテタリヒツ番家迄凡一里山越なり、此処番家方外番家海岸通不叶候、

テタリヒツ番家壱軒 但鯉漁并秋味網立ル、いりこ、あわひ取ル、二八取式軒

有之候、

是より^{〔シユマトマリ〕}シユマトマリ番家江凡十丁斗山越也、

シユマトマリ番家壱軒 但鯉漁、いりこ、あわひ少々出ル、二八取四軒有之

候、

是よりユウナ井江凡半道、

ユウナ井番家壱軒 但鯉漁、釣物出ル、二八取六軒有之、

是よりフルヒラ運上家江二里、

此外番家無御座候、何れ番家ニ而も釣物出申候、尤地方方七里位沖江出、風強

く相成候得者高嶋江落シ、

(三) (付箋)

一、疫病痘瘡都テ流行之節者、番人差添山奥江為立退介抱手当之義者厚クいたし置、

但附添番人の外夷人通路差止メ申候、

一、奇特夷人手当取扱之義ハ其ものに応じ為取品有之候、尚又産取^{〔土産取〕}蝦夷人

之義ハヨムシヤ之節乙名小使同様いたし居候、

〔B78〕〔ヨイチ場所諸書上綴〕

御引渡ニ付御場所ニ而書上
御制札御文面写〔1オ〕

◎半丁白紙〔1ウ〕

〔朱筆〕
〔〇〕異国の船渡来之節ハ、二念なく打払ふべき旨文政八年被 仰出候得共、
何之別心茂無之船風波之難に逢ひ漂来候類ハ格別之〔2オ〕

御仁恵ニ而ミたりに打払ふ間敷、依てハ武備之儀ハ弥嚴重ニ可心懸旨此
度改而被 仰出候事ニ付、諸国之廻船漁舟等船之乗筋を相考江於海上ニ
成〔2ウ〕へくたけ異国之船に不出会様可心懸候、併無余義場所ニ而出会
候哉、又ハ異国之舟方此方の船江近付品物なとあたへ候よふ成事に有之
候ハ、猶更之儀他〔3オ〕領たり共着岸之節其所之役人江有体に届置可申
候、尤御咎等ハ無之候、勿論異国人与親しミ候事ハ前々御法度ニ候へ
ハ、其旨兼而船方漁民等相〔3ウ〕心得、堅く可相守候、若親しミ候儀を
隠置、後ニ而相背ハ用捨なく可被処嚴科候、有体訴出候ハ、一旦同意
之者ニ而茂御咎ハ是なく時宜ニよりてハ御褒美〔4オ〕を茂下さるへぐ候
間、聊不相已可申出候、其旨相心得弥ゆるかせにすへからざる者也、

十月

右之趣今般従〔4ウ〕

公儀被 仰出候間、堅く可相守者也、

天保十三寅年十二月〔5オ〕

〔朱筆〕
〔〇〕似セ金銀錢拵候者并ニ売捌もの雖為御制禁近来奥羽筋者専行ひ候もの有
之候ニ付、今度吟味之上夫々被処嚴科ニ候、就而者右両国者〔5ウ〕勿論

国々嚴敷可被逐御穿鑿候条銘々無油断相改、自然疑敷もの有之ハ早々
其筋江可申出、品ニ寄御褒美被下、其者方仇をなざる様可被仰付、〔6
オ〕若見聞乍及隠置、他所ら顯るゝニおみてハ其処之もの迄も罪科可被
行候、右之趣御料者御代官、私領者領主地頭と浦方村町共不洩様可触知
候、尤触〔6ウ〕書之趣板札ニ認メ高札場所ニ懸置可申者也、

七月

右之趣今般従

公儀被 仰出候間堅く可相守もの也、〔7オ〕

天保十三壬寅年九月〔7ウ〕

〔朱筆〕
〔〇〕今度松平周防守元領分石州浜田松原浦ニ罷有候無宿八右衛門竹嶋江渡海
いたし候一件吟味之上右八右衛門其外夫々嚴科ニ被行候、右嶋往古者

〔8オ〕伯州米子之ものとも渡海魚漁等いたし候といへとも、元禄之度朝
鮮国江御渡ニ相成候以来渡海停被
仰出候場所ニ有之、都而異国へ〔8ウ〕渡海之儀重き御制禁ニ候条向後右
嶋之儀も同様相心得渡海いたしますく候、〔まじく〕勿論国々之廻船於海上ニ異国
船ニ不出会候様乗筋等心懸可申旨先〔9オ〕年も相触候通弥相守、以来者
可成丈遠冲乗不致様乗廻し可申候、

右之趣御料者御代官私領者領主地頭と浦方村町とも不洩〔9ウ〕様可触知
候、尤触書之趣板札ニ認高札場等ニ懸置可申者也、

二月

右之趣今般従

公儀被 仰出候間堅く相守りへくもの也、〔10オ〕

天保八丁酉年四月〔10ウ〕

年々上納御役塩数子書上〔11オ〕

◎半丁白紙〔11ウ〕

覚

一、当御場廻御役塩数子七樽以前方松前御役廻江年々奉納候、

右之通相違無御座候、以上、〔12オ〕

卯五月

ヨイチ御場廻

支配人

長七〔12ウ〕

御場所境小名里数書上〔13オ〕

◎半丁白紙〔13ウ〕

ヨイチ御場所字附并里数

一、チヤラツナ井滝川中央方

ユウナ井道法
但フルヒラ境ひ

六丁

但番家有、川有、
中屯間斗、ユウナ井方
沖ニロウソク岩与
申処海上七丁斗、

一、ユウナ井方

拾八丁

但番家有、川有、
中屯間斗、
鮭漁小家有、〔14オ〕

一、シユマトマリ方

拾八丁

但番家有、川有、
中屯間斗、
鮭漁小家有、

一、テタリヒラ方

式拾丁

但下ヨイチ番家有、
鮭漁小家有、

一、ヲタンコシ方

拾八丁

但ヲタンコシシリハ崎迄八丁、
シリハ山ニ烽火台有、
高サ七丈、中三間四方、

〔14ウ〕

一、ヤマウシ方

拾八丁

但番家有、川有、
中五間斗、
鮭漁小家有、

一、ヌウチ方

八丁

但漁小家有、

一、ヲヒチヤツナ井方

四丁

但番家有、〔15オ〕

一、モイレ運上家方

六丁

但上ヨイチ運上家有、
中世間斗、川有、

一、秋味川方

拾丁

但小川あり、
中世間斗、

道法合而
四里拾八丁

但フルヒラ境〔15ウ〕
ヲシヨロ境迄

一、御場所境

〔朱筆〕西チヤラツナ井滝フルヒラ境

〔〇〕東フンコヘ崎ヲシヨロ境

右者ヨイチ御場所道法書面之通相違無御座候、以上、

卯

支配人
長七〔16オ〕

◎半丁白紙〔16ウ〕

蝦夷人用意飯料書上〔17オ〕

◎半丁白紙〔17ウ〕

覚

一、越後米 四斗入 式百俵

一、粟 四斗入 五拾俵

一、鮭類 式千束

一、身欠 百本〔18オ〕

一、塩引 百束

右之通年々蝦夷人飯料為用意圍置申候廻相違無御座候、以上、

卯五月

支配人
長七〔18ウ〕

運上家持船々書上〔19オ〕

雇蝦夷人給代書上〔22オ〕

◎半丁白紙〔22ウ〕

◎半丁白紙〔19ウ〕

覚

春漁業中雇夷人給代書上

一、囀合船 五艘

一、上男 壹人 造米八俵

一、三半船 拾艘

一、中男 壹人 造米七俵

一、持府船 五艘

一、下男 壹人 造米六俵

一、磯船 八艘

外二手当
一、上男 壹人 造米七俵
一、中男 壹人 造米六俵〔23オ〕
一、下男 壹人 造米五俵

外二用意船

△是者運上家遣漁船ニ御座候、〔20オ〕

女の子

一、囀合船 五艘

一、上女 壹人ニ付 造米六俵

一、三半船 拾艘

一、下女 壹人ニ付 造米五俵

一、持府船 拾艘

外二手当

一、磯船 七艘

一、上女 壹人ニ付 造米五俵

一、蝦夷人船 百艘

一、下女 壹人ニ付 造米三俵〔23ウ〕

是者夷人共所持之船ニ御座候、〔20ウ〕

外二用意船

飯焚ヘカツ
一、壹人ニ付 造米五俵

一、蝦夷人船 拾艘

但秋味漁之節雇夷人給代前同断、

△

右之通ニ相違無御座候、以上、

右之通相違無御座候、以上、

卯八月

支配人
長七〔21オ〕

◎半丁白紙〔21ウ〕

支配人
長七〔24オ〕

◎半丁白紙〔24ウ〕

〔朱筆〕
○ 御備米御預高書上〔25才〕

◎半丁白紙〔25ウ〕

覚

〔朱筆〕
○ 一、御備米 四斗入 三百俵

但加賀米此石 百式拾石

右之通相違無御座候、以上、〔26才〕

ヨイチ御場処

支配人

卯八月

長七〔26ウ〕

御輕物買入直段書上〔27才〕

◎半丁白紙〔27ウ〕

御輕物買入直段書上

一、熊皮大 并膽共 壹疋分代造米五俵

一、同 中 右同断 同 四俵位

一、同 小 右同断 同 三俵位

但カエ熊者壹俵差遣申候、

一、獺皮 米貳升五合

但中下者見斗ひ〔28才〕

一、ホイヌ皮 米壹升

一、狸皮 米壹升壹盃

但中壹升
下三はい

一、狐皮 米貳升

但其品ニ応じ〔28ウ〕

右之通相違無御座候、以上、

卯八月

ヨイチ御場処

支配人

長七〔29才〕

◎半丁白紙〔29ウ〕

酉年と丑年迄五ヶ年分二八取緋取上高調子〔30才〕

◎半丁白紙〔30ウ〕

二八取荷物取上高

覚

一、酉年 八万五百束

一、戌年 八万千百束

一、亥年 七万八千三百束

一、子年 七万五千束〔31才〕

一、丑年 七万七千八百束

又

右之通相違無御座候、以上、

卯八月

支配人

長七〔31ウ〕

〔朱筆〕
○ 寅年出産物書上〔32才〕

◎半丁白紙〔32ウ〕

嘉永七寅年 出産物書上

西蝦夷地ヨイチ

〔朱筆〕

一、煎海胤 七百八拾斤
此石 三石壹斗貳升

一、白干鮑 貳千貳百七拾九斤五分

此石 九石壹斗壹升八合〔33才〕

一、筒鮓 六万三千九百七拾三束

目形拾壹万五百五拾七〇六百八十匁

此石貳千七百六拾三石九斗四升貳合

一、身欠 千六百九拾五本

目形貳万七千七百九拾〇匁

此石五百拾九石七斗五升〔33才〕

一、笹目 六百三拾九本

目形壹万四千四百六十六〇匁

此石貳百八拾六石六斗五升

一、数子 貳百三拾本

目形四千五百三拾〇匁

此石百拾三石貳斗五升〔34才〕

一、白子 四百三拾本

目形九千四百六拾〇匁

此石貳百三十六石五斗

一、雜粕 千貳百七拾五本

目形貳万九千貳百廿六〇匁

此石七百三拾石六斗五升〔34才〕

一、鮭塩引 千百卅九束

此石三百七拾九石六斗六升六合六匁

一、筋子 八拾樽

此石 貳拾石〔35才〕

石数

〇五十六拾貳石六斗四升六合六匁
右之通相違無御座候、以上、
卯八月
支配人
長七〔35才〕

〔朱筆〕
〔〇〕蝦夷人共〆産物買入直段書上〔36才〕

◎半丁白紙〔36才〕

〔朱筆〕
〔〇〕蝦夷人共〆産物買入直段書上

一、鮓 八束二付 代造米壹俵

一、干鱈 八束二付 代造米壹俵

一、鮓 拾束二付 代右同斷

一、干鱈 四束二付 代右同斷〔37才〕

一、煎海胤 三百二付 代造米壹俵

一、鮑大小 五百二付 代右同斷

一、干白子 壹樽二付 代米貳升

一、同数子 壹樽二付 代米貳升

一、笹目 廿壹〇匁二付 代米貳升

一、秋味 四束二付 代造米壹俵

但積取舟滞舟中ハ右直段ニ而買入仕、右舟出帆後者五束ニ付造〔37才〕米
壹俵ニ御座候、

右之通相違無御座候、以上、

卯八月
支配人
長七〔38才〕

◎半丁白紙〔38才〕

〔朱筆〕
〔〇〕運上家印鑑書上〔39才〕

◎半丁白紙 (39ウ)

〔朱筆〕
一、上下ヨイチ〔印〕印鑑

右之通相違無御座候、以上、

卯八月

支配人
長七 (40ウ)



(印) 上ミ下ヨイチ運上屋

◎半丁白紙 (40ウ)

寅年合船御免判控 (41オ)

◎半丁白紙 (41ウ)

覚

一、新規ホツち皆具老艘

炭焼沢

新三良

右ハ西地ヨイチ場処ニおみて木品伐出合船之義願之通申渡、出来之上於江

城下 差ニ改請之可申もの也、 (42オ)

御役所

寅十二月

一、同 老艘

石崎村
寅吉

右同文ニ御座候、

江差

御役所

寅十二月 (42ウ)

右之通相違無御座候、以上、

卯五月

支配人
長七 (43オ)

◎半丁白紙 (43ウ)

蝦夷人掟書上 (44オ)

◎半丁白紙 (44ウ)

覚

一、蝦夷人共番人共江申過或者致手違等候節者償取置候義従以前仕来ニ御座

候、尤程相立候得者右品返し遣申候、

右之通ニ相違無御座候、以上、 (45オ)

卯八月

支配人
長七 (45ウ)

春廻鯉取名前書上 (46オ)

◎半丁白紙 (46ウ)

下ヨイチ領ハルト口出稼

〔朱筆〕

一、上之國

平蔵

一、塩吹村

長吉

一、同処之

与太良

一、同所之

万右衛門

一、同

与右衛門 (47オ)

一、塩吹村之

又兵衛

一、同処之

喜八良

一、同処之

伝蔵

一、五勝手之

嘉右衛門

同字ハマナカ出稼

一、炭焼沢村之	治良吉	一、石崎村之	寅吉
一、同処之	作之丞(47ウ)	一、同処之	定五良
一、同処之	太良兵衛	一、同処之	勘兵衛
一、同処之	新三良	一、五勝手之	治良右衛門(49ウ)
一、同処之	藤吉	同処字ヲタンコシ出稼	
一、同処之	治良吉	一、炭焼沢之	仁三良
一、白府之	清治良	一、江差之	弥助
一、上之国之	竹松	一、同処之	新八
一、同処之	仲七(48オ)	一、同処之	勘三良
一、同処之	弥平	一、同処之	松三良
同字ヌウチ出稼		一、同処之	角之助
一、炭焼沢之	庄三良	同処字テタリヒラ出稼(50オ)	
一、同処之	治良兵衛	一、松前泊川之	治三良
一、扇石之	勇治良	一、江差之	権四良
同字ヤマウシ出稼		一、同処之	伝蔵
一、塩吹村之	勘右衛門(48ウ)	一、同処之	小三良
一、同処之	金十良	同処字シユマトマリ出稼	
一、同処之	卯三良	一、上之国之	久右衛門
一、同処之	利右衛門	一、塩吹村之	善八
一、羽根差之	利八	一、同処之	丑太良(50ウ)
一、同処之	安兵衛	一、同処之	半七
一、木之子之	安兵衛	一、江差之	長三良
一、宮之歌	吉兵衛(49オ)	一、同処之	子之助
一、江差之	三之丈	同処字ユウナ井出稼	
一、同処之	治良兵衛	一、塩吹村之	万助
一、同処之	弥左衛門	一、江差之	又四良
一、同処之	卯之丞	一、同処之	久助(51オ)

- | | | | | |
|---------------|------|---------|---|-----------|
| 一、江差之 | 政吉 | 一、神明町之 | 同 | 与三吉 |
| 一、同処之 | 宇太良 | 一、河原町之 | 同 | 喜兵衛 |
| 一、同処之 | 多右衛門 | 一、端立町之 | 同 | 清吉 |
| 一、同処之 | 金右衛門 | 一、東中町之 | 同 | 要七 |
| 一、同処之 | 長助 | 一、泊川町之 | 同 | 治良七 |
| 一、同処之 | 藤次良 | 一、同町之 | 同 | 長兵衛 |
| ×人数六拾五人〔51ウ〕 | | 一、下及部村之 | 同 | 太良兵衛〔54ウ〕 |
| 外二 | | 一、同処之 | 同 | 長治良 |
| 雇人 三百八拾三人 | | × | | |
| 都合 四百四拾八人 | | 一、南部大畑之 | 同 | 金作 |
| 右之通相違無御座候、以上、 | | 一、同処之 | 同 | 清三良 |
| 卯五月 | | 一、同処之 | 同 | 多五良 |
| | | 一、同処之 | 同 | 岩吉 |
| | | 一、同処之 | 同 | 善作〔55ウ〕 |
| | | 一、同処之 | 同 | 万蔵 |
| | | 一、同処之 | 同 | 与七 |
| | | 一、同正津川之 | 同 | 市太良 |
| | | 一、同処之 | 同 | 金七 |
| | | 一、同釣谷浜之 | 同 | 源八 |
| | | 一、同処之 | 同 | 平十良 |
| | | 一、同処之 | 同 | 岩松 |
| | | 一、同処之 | 同 | 丑太良〔55ウ〕 |
| | | 一、同木之部之 | 同 | 佐五兵衛 |
| | | 一、同処之 | 同 | 源之助 |
| | | 一、同川代之 | 同 | 三之丈 |
| | | 一、同田名部之 | 同 | 平右衛門 |
| | | 一、同歌之 | 同 | 長右衛門 |
-
- | | | | |
|------|---|-----|----------|
| 〔朱筆〕 | 覚 | 支配人 | 長七 |
| ○ | | 通辭代 | 長七 |
| | | 帳役 | 福松 |
| | | 番人之 | 庄兵衛 |
| | | 同 | 富右衛門 |
| | | 同 | 弥右衛門 |
| | | 同 | 仁太良〔54才〕 |
-
- | | | |
|------------|-----|---------|
| ◎半丁白紙〔53ウ〕 | 支配人 | 長七〔52才〕 |
| 〔朱筆〕 | | |
| ○ | | |
| | | |

- 一、同処之 同 作右衛門
- 一、同角違之 同 佐五右衛門〔56才〕
- 一、同処之 同 勝五良
- 一、同河内之 同 福松
- 一、同処之 同 鉄五良
- 一、同処之 同 寅蔵
- 一、塩越之 同 市吉
- 一、同処之 同 勘蔵
- 一、同処之 同 善五良〔56才〕
- 一、同処之 同 安蔵
- 一、同処之 同 由松
- 一、同処之 同 仁三良
- 一、同処之 同 林蔵
- 一、同処之 同 勘十良
- 一、同処之 同 金治良
- 一、同処之 同 善蔵〔57才〕

〽三拾五人

番人稼方

都合四拾五人

右之通ニ相違無御座候、以上、

卯八月

支配人
長七〔57才〕

〔朱筆〕
〇 御目見得之節蝦夷人献上之品書上〔58才〕

◎半丁白紙〔58才〕

〔朱筆〕
〇 御目見之節御献上之品

- 一、串貝 千 惣乙名
- 一、同 五百 脇乙名
- 一、同 五百 小使

右者御城下江役蝦夷人持参之品ニ御座候、御場処出帆之節為暇乞与〔清酒〕小樽〔59才〕壹ツ、濁酒八升ツ、煙草式わツ、壹人ニ付被下之、帰郷之節ハ造米式俵、糶壹俵ツ、煙草式わツ、壹人ニ付被下之、外ニ〔清酒〕小樽壹ツ、濁り酒八升、其上青酒三盃ツ、首尾能相濟帰郷為御祝義被下之、

外ニ請負人方遣し品〔59才〕

- 一、金綱羽織 壹枚
- 縫付小袖 壹枚
- 蒔絵行器 壹組
- 台盃 壹組 惣乙名遣品
- 酒五升入 三樽
- 煙草 拾わ
- 永代張 五本
- 〽〔60才〕
- 一、金綱羽織 壹枚
- 綸子小袖 壹枚
- 小田原鉢 壹ツ
- 台盃 壹組 小使遣品
- 酒五升入 貳樽
- 煙草 拾わ
- 永代張 五本
- 〽〔60才〕
- 一、木綿着物 壹枚

一、	三半舟壹艘	同	藤吉(67才)	一、	ほつち壹艘	同	新八
一、	三半舟壹艘	同	治良吉	一、	ほつち壹艘	同	勘三良
一、	三半舟壹艘	白府村之	清治良	一、	三半舟式艘	同	松三良
一、	三半舟壹艘	上之国	竹松	一、	ほつち三艘	同	角之助(70才)
一、	三半舟壹艘	同	仲七	一、	ほつち壹艘	御城下泊川之	治三良
一、	三半舟壹艘	同	弥兵衛(67ウ)	一、	ほつち壹艘	江差之	権四良
一、	三半舟式艘	炭焼沢之	庄三良	一、	ほつち式艘	同	伝蔵
一、	三半舟三艘	同	治良兵衛	一、	ほつち式艘	同	小三良
一、	三半舟四艘	扇石之	勇八良	一、	三半舟壹艘	上之国	久右衛門(70ウ)
一、	三半舟式艘	塩吹村之	勘右衛門	一、	三半舟式艘	塩吹村之	善八
一、	三半舟式艘	同	金十良(68才)	一、	ほつち壹艘	同	丑太良
一、	三半舟式艘	同	宇三良	一、	ほつち壹艘	同	半七
一、	三半舟式艘	同	利右衛門	一、	三半舟壹艘	江差之	長三良
一、	三半舟式艘	羽根差之	利八	一、	ほつち壹艘	同	子之助
一、	三半舟壹艘	同	安兵衛	一、	ほつち壹艘	塩吹之	万助(71才)
一、	前同断	木之子	安兵衛(68ウ)	一、	三半舟式艘	江差之	又四良
一、	三半舟式艘	宮之歌	吉兵衛	一、	三半舟式艘	同	久蔵
一、	三半舟壹艘	江差之	三之丈	一、	ほつち式艘	同	政吉
一、	三半舟壹艘	同	治良兵衛	一、	ほつち壹艘	同	宇太良
一、	三半舟壹艘	同	弥左衛門	一、	ほつち壹艘	同	多右衛門(71ウ)
一、	三半舟壹艘	同	宇之丞(69才)	一、	三半舟三艘	同	金右衛門
一、	三半舟壹艘	石崎之	寅吉	一、	ほつち式艘	同	長助
一、	三半舟式艘	同	定五良	一、	ほつち式艘	同	藤治良
一、	三半舟壹艘	同	勘兵衛	一、	三半舟壹艘	同	
一、	三半舟壹艘	五勝手之	次良右衛門	一、	ほつち式艘	同	
一、	右同断	炭焼沢之	仁三良(69ウ)	一、	三半舟	六拾七艘(72才)	
一、	右同断	江差之	弥助	一、	ほつち	七拾八艘(72才)	
一、	ほつち式艘			一、	右之通ニ相違無御座候、以上、		
				卯八月			
							支配人
							長七(72ウ)

〔朱筆〕
○漁業手配方書上〔73オ〕

◎半丁白紙〔73ウ〕

漁業手配方書上

- 一、釣物鱈、鯡、鰯并煎海、鮑之類も夷人共自分商売にて漁事仕候、
- 一、運上家右西之方ヌウチ出張番家老軒、春漁之節ハ番人三人、三半船老艘、持符老艘、雑魚小網老統、其外〔74オ〕釣物漁事仕候、夏漁煎海、鮑之類も夷人共取高日々改与而番人老人差遣申候、
- 一、右同断字ヤマウシ出張番家老軒、春漁之節番人三人、図合船老艘、持符老艘、網六拾放手配仕候、夏漁右同断、秋味之節ハ番人式人、図合舟〔74ウ〕老艘、持符老艘、起し網老統、奥行四拾間、巾四丈、右網ニ而漁事仕候、
- 一、右同断字ヲタンコシ出張番家老軒、春漁之節ハ番人三人、三半舟老艘、持符老艘、網六拾放、釣物漁事仕候、夏漁右同断、秋味無御座候、
- 一、右同断字テタリヒラ出張番家老軒、〔75オ〕春漁之節番人三人、三半舟老艘、持符船老艘、雑魚小網老統、釣物右同断、夏漁無御座候、秋味之節ハ船数春漁右同断、起網老統、奥行四拾間、巾四丈、右網ニ而漁事仕候、
- 一、右同断字シユマトマリ出張番家老軒、〔75ウ〕春漁右同断、夏漁事も有之申候、秋味無御座候、釣物漁事右同断、
- 一、右同断字ユウナ井出張番家老軒、春漁釣物右同断、夏漁并秋味無御座候、外ニ
- 一、出張漁小家七軒、雑魚小網老統、三半船老艘、磯舟老艘ツ、春漁并釣物〔76オ〕右同断、夏漁秋味無御座候、
- 一、上ヨイチ川運上家秋味之節糸引網打廻し、六百間網舟老艘手配仕候、川ニ而夷人網九統ニ而漁事仕候得共、近年不漁ニ而鮭相上り不申候ニ付見合置申候、
- 一、川尻秋味起し網老統、奥行四拾間、巾四丈、右網ニ而漁事仕候、三半老艘、持〔76ウ〕符老艘、

- 一、川上ノホリ秋味起し網老統、中奥行右同断、図合舟老艘ニ而漁事仕候、
- 一、ヲシヨロ領字ラムシマナ井〇トマリ〇モ、ナ井、チコタン右四ヶ処江蝦夷網老統ツ、ヲシヨロ夷人当川ニ而漁事仕候、日々番人差遣、取高相改申候、

但同处夷人勝手ニ近年右網相立不申候、〔77オ〕

一、同領シロヤ之儀者ヨイチ寄蝦夷人樞網老統舟共差遣、夷人共斗にて漁事仕候、漁宜敷年ハ番人取高改与而差遣申候、右ヲシヨロ江罷越、秋味漁業仕候義ハ前々仕来ニ御座候、

但近年鮭付不宜ニ付見合置申候、其年ニ右鮭沢山見得候得者矢張相用申候、〔77ウ〕

一、其年ニ寄ラムシマナ井にて鮭沢山ニ見得候得者漁事仕候、

但ヲシヨロ夷人ニ而秋味漁事仕候得共、矢張荷物ヨイチ運上家ニ而買入仕候仕来ニ御座候、

右之通相違無御座候、以上、

卯八月

支配人
長七〔78オ〕

◎半丁白紙〔78ウ〕

〔朱筆〕
○上下ヨイチ御場所老夷人書上〔79オ〕

◎半丁白紙〔79ウ〕

覚

上ヨイチ

惣小使
メリ
六十三才

ヲシトシコツ母
ケウレ
七十才

是下下ヨイチ

レフクレ祖母
 ホコ、ロ
 七十四才
 平夷人
 タハカ
 六十四才
 土産取
 タサラ
 七十才
 土産取
 シケクル
 六十九才
 平夷人
 ウトロクシ
 六十三才
 平夷人
 トンキタエ
 六十八才
 平夷人
 ラムリ
 六十八才
 クン子リキ母
 ヌ、ケ
 七十七才
 ラ、テ母
 チニコ
 六十三才
 土産取
 ハマナシ
 六十九才
 トキサマ母
 ホンテシユ
 七十三才
 平夷人
 セチヨ
 六十七才
 妻
 ムントラ
 六十才

(80才)

(81才)

右之通ニ御座候、以上、
 卯八月
 人数拾八人

支配人
 長七 (81才)

〔朱筆〕
 〇 烽火台ヶ所付并早船乗早走之者名前書上 (82才)

◎半丁白紙 (82才)

〔朱筆〕
 〇 非常御備御心得方書上
 シリハ崎山々
 一、烽火台 壺ヶ所

但中三間四方ニ高サ壹丈 積木
 一、御用地御初年方被 仰渡候早船早走之義者、御場処有合ほつち (83才)
 船ニ而名前之者共為相詰急御注進申上、御差支之義無御座候、

早舟乗番人
 神明町 仁太良
 与三吉
 早走番人
 川原町之 喜兵衛
 泊川町 長兵衛 (83才)
 同蝦夷人

ホフイ
セハシ
イヘルイ
シララシ
右之通相違無御座候間、此段御届奉申上候、以上、
支配人
長七〔84オ〕
卯之八月

◎半丁白紙〔84ウ〕

浅深書上〔85オ〕

◎半丁白紙〔85ウ〕

廿丁目○廿丁目○拾丁目○五丁目○二丁目 卅間目
フルヒラ塚チヤラツナ井滝川中央ヨリ
道法二里八丁
廿八日
廿日
廿日
廿日
廿日

廿丁目○廿丁目○十一丁目○五丁目○二丁目○卅間目
ヤマウシ漁小家
道法凡卅丁
廿四日
廿九日
廿八日
廿四日
廿四日

〔86ウ〕

○廿丁目○廿丁目○拾丁目○五丁目○二丁目○卅間目
モイレ運上家
道法凡壹里拾八丁
廿八日
廿五日
廿八日
廿三日
廿八日

〔87オ〕

○廿丁目○廿丁目○拾丁目○五丁目○二丁目○卅間目
ヨイチヲシヨロ境
フンコヘ崎
廿八日
廿五日
廿五日
廿九日
廿九日

但フルヒラ塚チヤラツナ井滝川中央ヨリ
ヲシヨロ境フンコヘ崎迄
凡四里拾八丁程〔87ウ〕
右之通ニ相違無御座候、以上、
卯八月
支配人
長七〔88オ〕

◎半丁白紙〔88ウ〕

〔朱筆〕
○夏秋両度ヲムシヤ取扱方并蝦夷人江役儀申渡候節差遣候品書上〔89オ〕

◎半丁白紙〔89ウ〕

夏秋両度ヲムシヤ取扱方并ニ蝦夷人江役儀申渡候節差遣候品書上
御上様方被下置候分
〔青酒〕
一、青酒 式斗八升 役蝦夷人江

但台盃ニ而三盃ツ、被下置候内式盃者御上様之分、残盃盃ハ運上家
方為給申候、〔90オ〕

外ニ地廻煙草沓わツ、御上様方被下置候、
御上様方被下置候分

一、青酒 式石四斗三升 惣夷人江

但村々家数人数ニ応し割合ニ而被下置候、

一、御上様方蝦夷人十五才以上江為御手当与小刀、針被下置候高左之通、

〔90ウ〕

一、小刀 式百数

一、針 拾九疋

ズ

一、夏ヲムシヤ 但乙名小使沓人ニ付地廻煙草三わツ、被下之、

曾而被仰渡候御法度之趣申聞後台盃ニ而青酒三盃ツ、從〔91オ〕

御上様被 下置候積ニ而支配人方被給候、

一、地廻煙草沓わツ、土産取蝦夷人江被下之、

但御盃之義者前同斷、

右御盃相濟候後乙名、小使、役夷人并産取ニ至迄為御祝義運上家ニ於白飯

一汁一菜高膳部ニ而馳走致候事、〔91ウ〕

一、青酒 式斗入 沓樽ツ、

但乙名、小使、土産取、平蝦夷人ニ至迄四人組ニ而沓樽ツ、、彼等

漁勘定之内以差遣候儀仕来ニ御座候、猶乙名、小使、平夷人ニ至

迄親類組合之事、

一、平蝦夷人共江者吸物腕位之盃ニ而青酒式盃ツ、、南部わんにて濁酒

并焚飯為給申候、〔92オ〕

一、女子ヘカツ江者吸物腕位之盃ニ而青酒沓盃ツ、、濁酒焚飯之義者平蝦

夷人同様為給申候、

一、モロミ 式斗入 廿六樽 夏秋ヲムシヤ村々割合ニ而被下之、

一、濁り酒 三拾樽 右同斷〔92ウ〕

一、秋ヲムシヤ 乙名、小使、網持之蝦夷人江地廻煙草沓わツ、被下之、

一、秋中ハ御詰合様御引払ニ付、支配人、通辞方御法度之趣申聞、御盃并二介
抱とも夏ヲムシヤ同様取扱来候、

一、夏秋両度ヲムシヤ仕候、秋ヲムシヤ〔93オ〕之節ハ鮭漁取掛候前ヲシヨロ蝦
夷人共罷越、ヨイチ夷人同様ニヲムシヤ式致遣漁事ニ取掛申候、

乙名小使役儀申付候節運上家方具候品左之通、

一、台盃 沓組〔93ウ〕

小袖 沓数〔枚〕

同羽織 沓数〔枚〕

青酒沓樽沓ツ

造米 式俵

糶 沓俵

但役柄ニ応被下之、

ズ〔94オ〕

一、イシカリ御詰合様御下之節役夷人共江青酒五合ツ、、煙草沓わツ、被

下之、

但御婦郷之節茂右同斷、

一、当ヨイチ御詰合様も同斷

但御引払之節も右同斷、

一、日々介抱七合五勺、外ニ其時ニ応じ〔94ウ〕濁酒或者魚類等折々差遣申候、

一、地廻煙草 百四拾八わ

但夏秋両度ヲムシヤ之節役夷人江被下之、尤請負人方

ズ〔95オ〕

一、青酒 式斗入 六拾樽

但夏秋両度ヲムシヤ之節請負人方被下分并彼等漁勘定之内を以差遣候分

とも如斯、

右之通相違無御座候、以上、

卯八月

支配人
長七 (95ウ)

〔朱筆〕
○ 鰥寡孤独極難病夷其外介抱手当方仕来書上 (96オ)

◎半丁白紙 (96ウ)

鰥寡孤独并奇特之者病夷手当方書上

一、鰥寡孤独之者救方之義者蝦夷人共之内江願出し世話致させ候義も御座候、尚世話致し者無之極難之者者運上家ニ取寄、夫々介抱并衣類等も相異 (97オ) 置申候、老人幼者手当介抱之義者矢張鰥寡孤独之者同様取扱来候、

一、病夷有之節ハインカリ表江願出、御医師様御見廻相願、又者疑敷病人之儀者御見廻差扣候義も御座候、煎薬者彼方ニて為煎候てハ加減も (97ウ) 相分不申候付、運上家ニて煎、日々三度も相与江申候、介抱之義も其病人ニ応じ米、干魚等差遣申候、手近之場処ハ運上家元江取寄、夫々介抱致候儀ニ御座候、

一、疫病痘瘡都流行病ハ番人為差添山奥江為立退、介抱手当致 (98オ) 置申候、外夷人通路差留可申候、
〔○のみ朱筆〕
○ 懐怡之女子有之節ハ平日共運上家ヲ手当仕、尚又出産之節ハ手当左之通、

〔朱筆〕
○ 一、木綿 壹反

〔清酒〕 青酒 壹升

濁酒 貳升

米 五升

△ (98ウ)

〔朱筆〕
○ 一、蝦夷人死亡之節手当方左之通、

一、〔清酒〕 青酒 貳升

濁酒 四升

米 八升

木綿 壹反

△ (99オ)

一、鰥寡孤独之者并老人、幼者手当方左之通、

一、古手 壹枚

木綿 貳反

鍾ル 壹本

煙草 三わ

間切 壹数 (99ウ)

造米 貳俵

濁酒 八升

〔清酒〕 青酒 四升

紺糸 三拾掬

但男夷人遣し、

古手 壹枚

木綿 貳反 (100オ)

鍾 壹本

煙草 三わ

間切 壹数

造米 貳俵

濁酒 八升

〔清酒〕 青酒 四升

木綿針 五本

但女夷人遣し、

△ (100ウ)

奇特独之者も右同断、

右之通相違無御座候、以上、

卯八月

支配人
長七(101オ)

◎半丁白紙(101ウ)

ヲムシヤ御申渡書上(102オ)

◎半丁白紙(102ウ)

申渡

一、從

前々被

仰渡候御法度之趣堅相守、上を重し親を大切ニいたし、(103オ)夫婦兄弟者勿論親族朋友ニ至迄睦鋪可致事、

一、公議御用舟者勿論、其外之船々難舟等見請候ハ、早速助船差出可申候、且異国舟又者怪敷舟等見請候ハ、早速運上家(103ウ)江可申出、猶亦稼先途中杯ニ而見請候ハ、其処之最寄運上家等江可申出事、

附、他場所へ用事等有之候節ハ運上家江願出候而可罷越事、(104オ)

一、御輕物從

前々出増之儀堅申渡候得共近頃者出不足ニ相成候間、其方共平蝦夷人共江急度申付出情出増候様心懸可申事、(104ウ)

一、海単、鮑漁業之義も別而出情致、隠売買等ハ決し而相成不申候間、是又平蝦夷人共江精々申付、出増ニ相成候様可致事、

一、御用状并諸士通行之節者(105オ)運上家ハ申付次第無違背堅相守り、繼立人足無滞相勤可申事、

但万一荷物紛失いたし、又者損し候節ハ、請負人者不申及一同不相濟

候、万一荷物等切解品物盜取候夷人有之節者、(105ウ)其者急度御仕置

被 仰付候間、篤与相弁ひ平夷人共江能々可申聞事、

一、喧嘩口論者堅相慎朋友之蝦夷人共互ニ中能いたし、平日之言葉を意趣ニ含、償ケ間(106オ)鋪義いたし間敷事、

一、蝦夷人病氣為御救之御医師ヲ被差遣置候間、聊之病氣ニ而も運上家并番家江申出、薬用可致事、

但蝦夷人出生病ス有之節ハ(106ウ)其度々運上家江相届可申事、

一、平蝦夷人之内独身之者江者其場所乙名、小使共厚く心ヲ用ひ相応之縁組可為致、左候得者末々人数も大勢ニ相成、行末繁昌之(107オ)基ニ候、此所能々相弁ひ心懸可申事、

一、漁事手配向者勿論、平日共支配人、通辞、番人之差凶ヲ請、万端実貞ニ相働候之様其方(107ウ)共一同江申渡可置候、尤和人たり共非分之儀有之節ハ不隱置内々詰処江可申出事、

一、前々番人其外之和人とも女子杯江心安くいたし候儀不相成趣急度申渡置候得とも、(108オ)心違ニ而不儀いたし候者有之候ハ、支配人、通辞江其段可申出候、万一支配人聞入不申節ハ詰処江可申出事、

一、山々樹木有之候場所ハ決而野火付申間敷事、(108ウ)但樹木焼払候而者往々家木、薪木ニ差支候間、能々相弁ひ其方共より平蝦夷人、ヘカツニ至迄可申聞事、

附 野火之儀ハ年々嚴敷被仰出候、樹木有無他領ニ不拘、野火付候者見当次第召(109オ)捕可差出旨被仰出候間、山働之節ハ煙草之火迄も心付能々消候様、其方共平夷人共江嚴敷可被申付事、

右之條々申渡候間、堅く相守り可申もの也、(109ウ)

乙名
小使

役蝦夷人共江(110オ)

一、同、 但、右同断 行間断 右同断 三間半 〔113才〕 壹棟	一、同、 但、右同断 行間断 右同断 三間 四間 壹棟	一、同、 但、右同断 行間断 右同断 四間 八間 〔112才〕 壹棟	一、下ヨイチ 但、板蔵 行間断 右同断 三間式尺 廿三間三尺 壹棟	一、下ヨイチ 但、弁天社 行間断 右同断 式間半 〔112才〕 壹棟	一、下ヨイチ 但、運上家 行間断 右同断 八間 廿式間 根屋根 繼足共 壹棟	〇半丁白紙〔11才〕 覚	〔朱筆〕 〇「運上家并番家蔵々建ヶ所書上〔11才〕	〇半丁白紙〔110才〕
一、上ヨイチ 但、弁天社 行間断 右同断 式間半 〔115才〕 壹棟	一、上ヨイチ 但、運上家 行間断 右同断 七間 拾間 壹棟	一、同、 但、煎海峯部屋 行間断 右同断 九尺 式尺 〔114才〕 壹棟	一、同、 但、右同断 行間断 右同断 六尺 九尺 壹棟	一、同、 但、雜右同断 行間断 右同断 三間半 三間 根屋根 〔114才〕 壹棟	一、同、 但、右同断 行間断 右同断 四尺 拾式間 茅屋根 〔114才〕 壹棟	一、同、 但、右同断 行間断 右同断 三間 五間四尺 五間四尺 壹棟	一、同、 但、右同断 行間断 右同断 四間 八間 〔113才〕 壹棟	一、同、 但、右同断 行間断 右同断 三間式尺 七間 七間 壹棟

一、同 但、板蔵 右同断 梁間 九間半 四間 (117ウ)	一、同 但、出張番家 茅屋根 行間 拾間 四間	一、同 但、合船小家 行間 十二間 六間 十二間 七間 (117オ)	一、同 但、右同断 右同断 行間 拾間 四間	一、同 但、右同断 右同断 行間 九間 四間 (116ウ)	一、同 但、右同断 右同断 行間 拾間 七間 (116オ)	一、同 但、右同断 右同断 行間 七間 三間 七間 式尺	一、同 但、御備品板蔵 右同断 行間 四間 三間 (115ウ)
壹棟	壹棟	壹棟	壹棟	壹棟	壹棟	壹棟	壹棟

一、同 但、茅蔵 右同断	一、同 但、出張番家 茅屋根 行間 八間 四間 (119ウ)	一、同 但、ロウカ 茅屋根 行間 七間 四間	一、同 但、茅蔵 行間 五間 三間 (119オ)	一、同 但、出張番家 茅屋根 行間 八間 三間半 四間	一、同 但、ロウカ 右同断	一、同 但、板蔵 右同断	一、同 但、出張番家 茅屋根 行間 八間 四間 (118オ)	一、同 但、ロウカ 右同断 行間 拾間 四間 式間
壹棟	壹棟	壹棟	壹棟	壹棟	壹棟	壹棟	壹棟	壹棟

一、ロウカ
但 梁間 拾四間
右同断 (120オ)
沓棟

同
シユマトマリ
一、出張番家
但 梁間 七三間
右同断
沓棟

一、茅葺
但 梁間 八四間 (120ウ)
行間断
沓棟

同、ロウカ
但 梁間 拾四間
右同断
沓棟

同
イウナイ
一、出張番家
但 梁間 八四間 (121オ)
行間断
沓棟

一、茅葺
但 右同断
沓棟

同、ロウカ
但 梁間 拾四間 (121ウ)
行間断
沓棟

右之通相違無御座候、以上、
卯五月

◎半丁白紙 (122ウ)

支配人
長七 (122オ)

史料解題

〔B7〕此五冊二諸書上諸答書

本資料は、天保三年（一八三二）にヨイチ場所支配人長七（運上家）が松前藩のイシカリ勤番の詰合（上田堤、竹内儀兵衛）へ提出した書類の写し五冊をこよりで一綴りにしたものである。五冊の内容は以下の（一）～（五）のとおりである。

（一）上下ヨイチ御場所御軽物取蝦夷人別書上

「軽物」^③の狩猟のため山へ入るアイヌ十四名の名前を書き上げ、詰合へ届け出た書類の写しである。

（二）上（境右境込山諸木有所書出）

上ヨイチ・下ヨイチ場所内の各所（チャラツナイ村、ユウナイ村、シユマトマリ村、レタリヒラ村、オタンコシ村、ヤマウシ村、ヌウチ村、オヒシヤクナイ村、秋味川、フンコヘ崎）における「木品」（雑木山、榎木の別）についてイシカリ詰合へ提出した書類の写しである。

（三）上（運上家蔵々漁小家蝦夷家書上）

ヨイチ場所内各村における運上家、蔵々、漁小家、蝦夷家の軒数・棟数を詰合へ届け出た書類の写しである。

（四）御詰合様方江七度御進物金納書上

詰合が到着してから交代するまでの七度の進物料^④を隣場所同様に金納とすることを求める詰合への願書の写しである。

（五）上（上下ヨイチ場所御目見得蝦夷人書上）

「御目見得」のため松前城下へ向かうアイヌ七名と付添人一名の計八名の名前を詰合へ届け出た書類の写しである。

なお本資料と類似の史料が『余市町史 第一巻・資料編』に翻刻掲載されている。『上下ヨイチ御場所諸書上御答書』という題の史料がそれである^⑤。ほぼ同一といつてよい内容であることから、本資料の翻刻の可能性が高い。

〔B72〕 御場所海岸図取御通行記録

本資料は、天保四年（一八三三）に松前藩士一行がヨイチ場所を訪れた際の運上家の対応記録一冊と一行へ提出した書類の写し六冊の計七冊をこよりで綴りにしたものである。松前藩士一行は、この年五月と七月の二回来訪しており、五月は「御見廻」の青山壮司一行、七月は「図取御役人」の今井八九郎^⑥一行である。七冊の内容は以下の（一）～（七）のとおりで、（一）～（二）の二冊が今井一行、（三）～（七）の五冊は青山一行の関係である。

（一） 御場所海岸図取御通行記録

「御場所海岸図取」（蝦夷地の測量地図作成）のためヨイチ場所を訪れた今井八九郎一行への進物（菓子料）、一行の宿泊場所、対応者の名前、対応船への積み入れ荷物などを記した七月晦日付けの文書である。一行は七月二十六日にユウナイ番家、二十七日ヤマウシ番家、二十八日モイレ運上家へ宿泊し、二十九日にヨイチ場所を立出している。支配人代、通詞、番人などの場所（運上家）関係者のほか上ヨイチ脇乙名、下ヨイチ乙名などアイヌの有力者などが一行の主な対応にあたり、数十名の足も動員されている。文書末尾に「前書之通為念相認置候」とあるとおり、一行への提出書類の写しではなく、運上家が後年の備忘のために記した文書である。

（二） 上（上下ヨイチ出産物・蝦夷家等書上）

ヨイチ場所の漁獲高、上納軽物数、上ヨイチ・下ヨイチ場所の「蝦夷家」の軒数と人別、船溜の深さなどを記す。今井八九郎一行へ提出した運上家作成の書類の写しである。漁獲高は卯年（天保二年）から巳年（天保四年）の三年分を記す。軽物はクマ皮二枚（クマ胆添）とキツネ皮三十六枚を春に上納したとある。ヨイチ場所の「蝦夷家」の軒数は七十九軒で、男女四百七十一人とある。

（三） 追鯡取御免判書上

「追鯡取御免判」（出稼ぎニシン漁のための蝦夷地入漁許可証）を与えられた和入漁民の名前と居村、船の種類・数を記す。青山壮司一行への運上家提出

書類の写しである。船数四十二艘（三半船十三艘、ほつち船十九艘、図合船十艘）、人数百四十七人とある。

（四） 合船書上

「合船御免判」（造船許可証）を与えられた和入漁民の名前と居村、船の種類・数を記す。青山壮司一行への運上家提出書類の写しである。

（五） 御積米書上

上下ヨイチ場所の備米^⑦三百俵の積み替え（交換した米を「積米」という）を青山壮司一行へ届け出た運上家の提出書類の写しである。

（六） 上下ヨイチ御場所仕込品積下り船々書上

ヨイチ場所へ到来した「仕込品」（米、酒、網、縄、塩など）の品名、数量を記す。青山壮司一行へ届け出た運上家の提出書類の写しである。到来した船ごとに記されている。船は吉松船（手船三社丸四人乗）、三郎兵衛船（手船稲荷丸三人乗）、藤蔵船（若狭小浜長福丸拾人乗）の三艘である。

（七） 上下ヨイチ御場所番人書上

上下ヨイチ場所の番人及び稼方の名前と居村を記す。青山壮司一行へ届け出た運上家の提出書類の写しである。合計二十五人（「支配人」一人、支配人代一人、通詞代一人、番人九人、稼方十三人）の名前が記されている。末尾に給金の記載があり、支配人は金二十五両、通詞は金二十両、番人は金十三両十七両、稼方は金八両十両とある。

〔B73〕 御家老様御廻嶋二付御取扱心得書

本資料は、天保十二年（一八四一）の松前藩家老小林三左衛門一行の蝦夷地巡視^⑧に際して、ヨイチ場所での接待の心得や、一行に提出した書類などを記した二冊をこよりで合綴したものである。次の二冊からなる。

（一） 御家老様御廻嶋二付御取扱心得書

内題「天保十二年御家老様御廻嶋二付御取扱心得向御伺之事」。家老一行への接遇や心得について記した書類である。一行がヨイチ場所へ到着したら

支配人代と「役夷人」が出迎えること、一行の船が運上家の近くまで来たら引船を差し出すこと、到着の当日は菓子・茶を差し出すことのほか、重役や添役以下へ振る舞う膳・盃の中身を詳しく記す。

(二) (御家老様御廻鳴之御人数・座敷・出迎船、書上式冊)

はじめに松前藩家老小林三左衛門一行の人数や、ヨイチ運上家の座敷や出迎船のことを記し、次に一行へ提出した書上二冊の写しを記す。小林三左衛門一行は、五月四日にヨイチ場所へ到着し、翌五日に出立している。提出した書上は、①「ヨイチ御場所取調書」と②「ヨイチ御場所里数并字附書上」の二冊である。いずれも天保十二年五月付けで、支配人代孫兵衛差出である。①は御備米、御備幕串・松明・草鞋、「役蝦夷人」の名前・家数・人別、場所境里数、早船乗早走り番人・蝦夷人の名前、運上家・蔵々その他の棟数の書上、②はヨイチ場所内海岸の各地間の里数の書上である。

[B74] (諸書上・届書綴)

本資料は、ヨイチ場所支配人(運上家)からイシカリ詰所(松前藩のイシカリ勤番所)へ提出された天保十三〜十四年ごろのさまざまな届け書きの写しを中心にして十五冊の書類をこよりで一綴りにしたものである。十五冊の内容は次の(一)〜(十五)のとおりである。なお(一)〜(五)、(八)〜(十)、(十二)〜(十五)の十二冊は同筆で、(六)と(十一)の二冊、(七)の一冊はそれぞれ異筆である。

(一) 壹番幸宝丸入津之口書

幸宝丸(四月八日七つ時頃過ぎに入津、船頭太兵衛(大坂)、囲荷物積取のため)入津の届けである。幸宝丸は弁財四人乗りで、請負人竹屋長左衛門の雇船である。表紙に「尾樽内御出役工藤福次郎様」とある。

(二) 式番円通丸入津口書

円通丸(四月十九日八つ時頃過ぎに入津、船頭藤五郎(枝ヶ崎町)、切囲荷物積取のため)入津の届けである。円通丸は弁財五人乗りで、請負人竹屋長左

衛門の手船である。表紙に「ヲタルナ井出役工藤福次郎様」とある。

(三) 四番神明丸入津口書

神明丸(五月十九日暮六つ時頃入津、船頭直吉(新潟鶴泊り)、夏荷物積取のため)入津の届けである。神明丸は弁財四人乗りで、請負人竹屋長左衛門の雇船である。表紙に「当所御詰野村清次郎様」とある。

(四) 五番広栄丸入津口上

広栄丸(六月四日昼八つ時頃過入津、船頭甚右衛門(大坂)、夏残荷物積取のため)入津の届けである。広栄丸は弁財七人乗りで、請負人竹屋長左衛門の雇船である。表紙に「当所御詰野村清次郎様」とある。

(五) 神力丸入津之口上

神力丸(七月八日昼八つ時頃入津、沖船頭嘉助(大坂))入津の届けである。神力丸は弁財七人乗り、請負人竹屋長左衛門の雇船で大坂の帯屋嘉兵衛の手船である。表紙に「当御詰合野村清次郎様」とある。(二)〜(四)と異なり、ヨイチ運上家からイシカリ詰所への添書の記載がない。そのため、入津目的が不明である。

(六) 運上家漁船蝦夷船并書上

ヨイチ場所にある船の種類と数の書上である。「運上家遣漁船」「夷人共所持之船(外二用意船)」「外二用意船」に分けて記載されている。

(七) 松栄丸積荷本送状

松栄丸弥兵衛の船が積み入れた品物の種類と数量を書き上げた送り状である。(七)以外は、ヨイチ運上家からイシカリ詰所や江差沖口役所などへの各種届けの写しであるが、(七)は余市元小家から松前福山の店への文書である。年代も異なり、本資料全十五冊のなかで異質である。

(八) 覚(造船改届)

卯(天保十四年)五〜六月付けでヨイチ運上家が江差沖口役所・詰所へ提出した造船改め及び譲渡の届け六通の写しを記した文書である。

(九) 御軽物書上

ヨイチ場所に納められた「軽物」（キツネ皮、カワウソ皮、アザラシ皮）の数量と代米の額を記載した軽物書上（軽物上納の届書）である。表紙に「ヲタルナ井出役工藤福次郎様へ 外ニ此通相認四月廿三日北蝦夷地御役人様へ奉書上候」とあり、ヨイチ場所を管轄する松前藩イシカリ詰所の出張役人と北蝦夷地役人の二ヶ所へ軽物書上を提出したことがわかる。

〔十〕 〔御備米・御備幕串松明草鞋書上〕

ヨイチ場所からイシカリ詰所への届けの写し二通（「御備米書上」、「御備幕串松明草鞋書上」）を記した文書である。両者とも天保十四年六月付けで、ヨイチ御場所支配人長七から詰合宛である。

〔十一〕 御備品書上

備品（幕串・松明・草鞋）の各運上家・番家ごとの数量の書上である。

〔十二〕 御軽物書上

ヨイチ場所に納められた「軽物」（秋野熊皮、熊膽添え）の数量と代米の額を記した軽物書上（軽物上納の届書）である。表紙に「石狩御下役工藤福次郎様御交代之節書上致し候」とある。

〔十三〕 ヨイチ御場所里数書上

ヨイチ場所海岸の各地間の里数の書上である。

〔十四〕 陸通下り番人書上

陸通りを下るヨイチ場所の番人・稼方二十人の名前の書上である。

〔十五〕 追鮑出稼之書上

フルウ場所及びマシケ場所へアワビ漁（夏漁追鮑出稼）へ赴くヨイチアイヌの人数と付添番人の名前の届けである。フルウ場所が男蝦夷人三十五人、マシケ場所が蝦夷人男女三十人とある。

〔B75〕 公辺御役人様方江答書写

本資料は、嘉永七年（一八五四）幕吏による蝦夷地巡視に際し、各役人へ提出した書類の名称や、幕吏からの質問・応答内容を書き留めたヨイチ運上

家作成の覚書（備忘録）である。本文に「上川様」（上川伝一郎）、「河津様」（河津三郎太郎）、「水野様」（水野正左衛門）とあることから、先遣隊として派遣された水野正左衛門一行に関するものである⁹⁾。「蝦夷人別書」や「字里数書」などのヨイチ場所に関する基本的事項を記した書類を重役たちへそれぞれ提出していることから、ヨイチ運上家では、提出用の同様書類を複数冊準備し、役人の到来に備えていた様子を本資料から読み取れる。上川からは、ヨイチ場所の運上金について口頭で質問され、「御跡御役方」へはしつかりと（口頭ではなく）書類を作成しておくよう指示を受けたことがわかる。

〔B76〕 書上留

本資料は、ヨイチ場所に関するさまざまな事項を備忘的に記したものである。横半帳仕立てで、朱筆や見せ消ちによる訂正が少々見られる。筆跡は「B77」とよく似ている。6才に「改而」とあり、前後でほぼ同じ内容の記載となっていることから、6才以降の方が新しい情報の記載であると言える。

本資料には、ヨイチ運上家の普請、漁業旬季や仕来りなど、他の史料には見られない細やかな情報が記されている。例えば次のようなものである。上ヨイチ運上家はサケ漁の際や、冬季のイワナイ山道越えの際に用いること。下ヨイチ運上家は古来より破損し、去年（弘化三年）に普請をはじめ、丑年（弘化四年）に完成したこと。昨年（嘉永七年）の幕吏北蝦夷地巡視のヨイチ場所通行の際、下ヨイチ運上家が手狭であったこと。稼方の旬季は、春のニシン漁は春彼岸過ぎ十五〜十六日から小満まで、夏のナマコ・アワビ漁はニシン漁後から七月まで（ただしヨイチ場所はアワビが不足なので、フルウ場所へアイヌ七十人が出稼ぎへ行く）、サケ漁は彼岸より取り掛かり土用中に最盛であること。運上家が主導するサケ漁の後、アイヌがヨイチ川で飯料稼ぎのサケ漁を各々行うこと。サケ漁中のオシヨロ場所はヨイチ運上家の管轄となり、（ヨイチの）網持アイヌが（オシヨロで）行ったサケ漁は、ヨイチ運上家の受け取りとなり、勘定差引を行うこと¹⁰⁾。

なお本資料の筆跡が「B77」と似ていることから、本資料の作成者は、竹屋林家三代目の長左衛門(源左衛門)と判断しておきたい(理由は次項)。

〔B77〕余市場所要留

本資料は、嘉永六年(一八五三)までのヨイチ場所の支配・経営に関わるさまざまな基本的事項を記した文書である。横半帳仕立てであり、記載内容は備忘録的である。なお、ヨイチ場所の運上家・番家に関する文書一点とアイヌの介抱手当に関する付箋一点の二点が、「要用留」に挟み込まれている。

「要用留」全四十六丁のうち20〜39丁は、紙型が一回り小さい。また21オ〜36オは異筆である^①。

表紙・1オには「安政二乙卯年四月」とあり、記載内容も安政二年(一八五五)以前のヨイチ場所のことである。しかし、表紙の「林源姓」とは、竹屋林家三代目の竹屋長左衛門(元治元年(一八六四)隠居後に林源左衛門と改名)のことと考えられる。したがって、本資料が現体裁になったのは(成立年代は)安政二年ではなく、元治元年以降ということになる。

内容は多岐に渡っており、竹屋林家のヨイチ場所請負の経過やアイヌの介抱、雇用の実態、フルウ場所へのアイヌの出稼ぎ、嘉永六年(一八五三)時点のアイヌの別、「役夷人」の名前、出荷物高、オムシヤの取り扱い、備品、交易値段、鯡二八取の免判などである。アブタ場所(東蝦夷地、請負開始年の記載なし)、アッケシ場所(東蝦夷地、文化十四年から請負)、ヨイチ場所(西蝦夷地、文政八年から請負)と竹屋林家の請負場所の変遷も記す。

なお本資料の末尾・39オに「私祖父長左衛門」「私親彦左衛門」とあることから、異筆による21オ〜36オ以外の部分は、三代目長左衛門(源左衛門)の作成と判断することができる。

〔B78〕ヨイチ場所諸書上綴

本資料は、ヨイチ場所へ到来した幕府の御制札とヨイチ場所支配人差出の書

上を一冊の簿冊に写したものである。1オに「御引渡二付御場所二而書上」とあることから、安政二年(一八五五)幕府の第二次蝦夷地直轄に際し作成された「御引渡目録」の写しと考えられる。

収録文書の概要は「表2」のとおりである。御制札の写し三通と書上二十六通の計二十九の文書の写しを収録する。

御制札写しは、天保八年及び十三年に幕府より松前藩へ到来した制札を松前藩が蝦夷地の各場所へ通達したものと考えられる。同様の写しは、余市水産博物館所蔵の林家文書などにも見える^②。

残りの書上写しは、支配人長七などが差出の卯年(安政二年)付けのものがほとんどである。ヨイチ場所の船数、アイヌの給料、軽物買入値段、支配人・番人・稼方の名前、漁業の手配、オムシヤ申渡など、ヨイチ場所の支配・経営に関する基本的事項を記載したもので、他の類書(ヨイチ場所書上)に比して情報量が豊富である。また、ヨイチ場所運上家(「上ミ下ヨイチ運上屋」)の印鑑に関する書上の収録も本資料の特徴である。

本資料とよく似た資料に、余市水産博物館所蔵の林家文書『ヨイチ場所御引渡目録』がある^③。この資料は、表紙に「安政二年卯八月」とあり、筆跡も本資料と同筆と考えられることから、両書はほぼ同時期の作成と推測できる。余市本には冒頭部(2オ〜3ウ)に目録(目次)の記載があり、十六の文書(御制札写と書上)を収録する。本資料に比し、収録文書数は少なく、内容・情報量は本資料の方が豊富である。ただし、本資料には冒頭の目録部の記載はないため、実際に運上家が提出した「引渡目録」は余市本の方が原型に近いと言えるのかもしれない。

表2 林栴家資料B78の構成

番号	名称	年代	丁番
1	〔ヨイチ場所御制札写（薪水給与令関係・10月付け）〕	天保13年12月	2才
2	〔ヨイチ場所御制札写（似セ金銀御制禁関係・7月付け）〕	天保13年9月	5ウ
3	〔ヨイチ場所御制札写（竹島渡海関係・2月付け）〕	天保8年4月	8才
4	年々上納御役塩数子書上	卯5月	11才
5	御場所境小名里数書上	卯	13才
6	蝦夷人用意飯料書上	卯5月	17才
7	運上家持船々書上	卯8月	19才
8	雇蝦夷人給代書上	卯8月	22才
9	御備米御預高書上	卯8月	25才
10	御軽物買入直段書上	卯8月	27才
11	酉年 <small>ろ</small> 丑年迄五ヶ年分二八取鯡取上高調子	卯8月	30才
12	寅年出産物書上	卯8月	32才
13	蝦夷人共 <small>ろ</small> 産物買入直段書上	卯8月	36才
14	運上家印鑑書上	卯8月	39才
15	寅年合船御免判控	卯5月	41才
16	蝦夷人掟書上	卯8月	44才
17	春廻鯡取名前書上	卯5月	46才
18	支配人并番人稼方名前書上	卯8月	53才
19	御目見得之節蝦夷人献上之品書上	卯8月	58才
20	御備品御預り高	卯8月	62才
21	鯡取持船惣乗数書上	卯8月	65才
22	漁業手配方書上	卯8月	73才
23	上下ヨイチ御場所老夷人書上	卯8月	79才
24	烽火台ヶ所付并早船早走之者名前書上	卯8月	82才
25	浅深書上	卯8月	85才
26	夏秋両度ヲムシヤ取扱方并蝦夷人江役儀申渡候節差遣候品書上	卯8月	89才
27	鰥寡孤独難病夷其外介抱手当方仕来書上	卯8月	96才
28	ヲムシヤ御申渡書上	月日	102才
29	運上家并番家蔵々建ヶ所書上	卯5月	111才

註

- (1) 北海道開拓記念館『林家資料目録(北海道開拓記念館一括資料目録第三八集)』(北海道開拓記念館、二〇〇九年)。
- (2) 東俊佑・三浦泰之「ちやれんが古文書クラブ」北海道博物館所蔵の林柁家資料(一)―林家請負初期関係資料―(『北海道博物館研究紀要』第七号、二〇二二年)。
- (3) 軽物とはラッコの皮、ワシの羽など、松前藩がアイヌから独占的に買い上げた産物のことであるが、十九世紀のヨイチ場所における軽物とは、クマ皮・クマ胆やカワウソ、キツネ、テンなどの小型獣の毛皮を主に指す。ヨイチ場所の軽物狩猟については、出利葉浩司「近世末期におけるアイヌの毛皮獣狩猟活動について」(佐々木史郎編『開かれた系としての狩猟採集社会(国立民族学博物館調査報告三四)』、二〇〇二年)を参照のこと。
- (4) 松前藩勤番への進物料の請負人の負担については、高倉新一郎『新版アイヌ政策史』(三二書房、一九七二年)の二八一―二八二頁を参照のこと。
- (5) 余市町総務課余市町史編集室編『余市町史 第一巻・資料編一』余市町、一九八五年、三〇三―三一〇頁。番号I・12が付されている。
- (6) 今井八九郎については、佐々木利和「今井八九郎の蝦夷地図考―和内地関係図を中心にして―」(『松前藩と松前(松前町史研究紀要)』第二号、一九八四年)などを参照のこと。
- (7) 場所備米については、菊池勇夫『飢饉から読む近世社会』(校倉書房、二〇〇三年)などを参照のこと。
- (8) 松前藩復讐後(文政五年以後)の松前藩上級家臣の蝦夷地巡視は、文政七年(二八二四)の家老蠣崎民部、天保十二年(二八四一)の小林三左衛門、嘉永三年(二八五〇)の藤倉織部、安政二年(二八五五)の工藤貞右衛門以外に特別な巡視はなかったとされる(前掲(4)『新版アイヌ政策史』二八一頁)。
- (9) 嘉永七年(一八五四)の幕吏蝦夷地巡視に関しては、東俊佑「嘉永年間におけるカラフトをめぐる動向」(『一八世紀以降の北海道とサハリン州・黒竜江省・アルバートル州における諸民族と文化―北方文化共同研究事業研究報告―北海道開拓記念館、二〇〇五年)、三浦泰之・東俊佑・松本あづさ「近藤家資料のなかの書簡」(『嘉永七年幕吏巡見随行関係文書』、『北海道開拓記念館調査報告』第四七号、二〇〇八年)などを参照のこと。
- (10) オシヨロ場所は、秋のサケ漁の際にヨイチ運上家の管轄となるのが古来よりの仕来りであり、ヨイチアイヌがオシヨロ場所のシオヤ、オシヨロアイヌがヨイチ川

- でサケ漁を行っていたことが、『ヲシヨロ場所引渡一件』(北海道博物館所蔵の林柁家資料B2)などに見える。『ヲシヨロ場所引渡一件』は、前掲註(2)で紹介した。なお、ほぼ同様の記述は、本稿で紹介した林柁家資料B78にも見える。
- (11) 北海道博物館所蔵の林柁家資料B1やB2の筆跡に酷似している。
- (12) 例えば、余市水産博物館所蔵の林家文書I・43やIII・25など。
- (13) 余市水産博物館所蔵の林家文書I・43。余市町総務課余市町史編集室編『余市町史 第一巻・資料編一』余市町、一九八五年、一二〇三―一二二〇頁。

Historic Materials of the Family of HAYASHI Kaoru in Hokkaido Museum Collection Materials, Part 2

Kakiage of Yoichi Basho

AZUMA Shunsuke, MIURA Yasuyuki and Charenga Komonjo Club

The HAYASHI Kaoru family materials are a group of historical documents that were handed down to the HAYASHI family, which served as Yoichi basho ukeoinin (subcontracted trading post merchant managers) in the late Edo period around the 19th century. This paper is a summary of eight items (catalog numbers B71-78), such as a book containing copies of documents submitted to the Matsumae Clan officials by the unjoya (trade post) of the Yoichi basho, which were deciphered from a brush style of writing and transcribed into a block style in their entirety to provide information on various aspects of the Yoichi basho during the Matsumae Clan restoration period (around 1820-50s).

In previous studies of the Ezo Region in modern history, specific aspects of location management, such as Ainu rule by the unjoya trade post under the subcontracted trading post system, people's living conditions, and social structure, have not always been clarified. The introduction of these materials is expected to advance the study of the subcontracted trading post system in the future.

This paper is also the result of the 2022 activities of the "Charenga Komonjo Club," a group of Hokkaido citizens who participate in learning about ancient documents at the Hokkaido Museum.